

# 議 事 日 程

平成 2 9 年 第 2 回 浜 中 町 議 会 定 例 会

平成 2 9 年 6 月 1 5 日 午 前 1 0 時 開 議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	報告第 3 号	専決処分の報告について
日程第 7	報告第 4 号	専決処分の報告について
日程第 8	報告第 5 号	専決処分の報告について
日程第 9	報告第 6 号	平成 2 8 年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 1 0		一般質問
日程第 1 1	議案第 2 5 号	浜中町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 2 6 号	浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 2 7 号	釧路東部消防組規約の変更に関する協議について
日程第 1 4	議案第 2 8 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 1 5	議案第 2 9 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 1 6	議案第 3 0 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 1 7	議案第 3 1 号	工事請負契約の締結について
日程第 1 8	議案第 3 2 号	平成 2 9 年度浜中町一般会計補正予算（第 1 号）

---

◎開会宣告

---

○議長（波岡玄智君） ただいまから、平成29年第2回浜中町議会定例会を開会します。

---

◎開議宣告

---

○議長（波岡玄智君） これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、鈴木議員及び4番中山議員を指名します。

---

◎日程第2 議会運営委員会報告

---

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から、本定例会の議事運営について報告書の提出がありました。委員長より報告を求めます。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。  
これで報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定

---

○議長（波岡玄智君） 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から16日までの2日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から16日までの2日間と決定しました。

---

### ◎日程第4 諸般報告

---

○議長（波岡玄智君） 日程第4 諸般の報告をします。

まず本定例会に付された案件は、お手元に配付のとおりです。

次に今議会までの議会関係諸会議等については記載のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第5 行政報告

---

○議長（波岡玄智君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（松本博君） おはようございます。本日第2回浜中町議会定例会にご出席いただき誠にありがとうございます。

先の議会から、本日までの主なる行政報告を申し上げます。

（行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。  
教育長。

○教育長（内村定之君） 前議会から、これは教育行政の主なものについて、ご報告いたします。

（教育行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

---

## ◎日程第6 報告第3号専決処分の報告について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第6 報告第3号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第3号専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一般会計の専決処分につきましては、第1回定例議会において議決をいただいた後に、特別交付税等が確定し財源に余剰が生じたため、これに伴う歳入及び歳出の予算補正を3月31日付けをもって専決処分させていただいたところであります。

補正の内容といたしましては、歳出では2款総務費、備荒資金組合納付金では超過納付金として歳入歳出予算の確定見込みによる財源の余剰分8,170万円を追加、4款衛生費では、浜中診療所特別会計繰出金で浜中診療所特別会計補正により、81万2,000円を追加、7款土木費では、町道維持管理に要する経費で町道除雪業務委託料の確定により1,041万3,000円を減額するものであります。

一方、歳入につきましては、1款町税では、町民税など最終収納見込みにより全体で1,752万3,000円の追加、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金、10款地方交付税、11款交通安全対策特別交付金は、いずれも交付額の確定によるもの、20款諸収入では受託事業収入で農村私道除雪受託事業費の確定により77万6,000円を追加するものであります。

この結果、今回の補正額は7,209万9,000円の追加となり補正後の歳入歳出予算の総額は、66億5,989万4,000円となります。

以上、提案理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださるようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから報告第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから報告第3号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから報告第3号を採決します。

お諮りします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって報告第3号は承認することに決定しました。

---

## ◎日程第7 報告第4号専決処分の報告について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第7 報告第4号を議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 報告第4号専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の浜中診療所特別会計の専決処分につきましては、平成28年度浜中診療所特別会計補正予算第4号で、臨時雇上賃金及び医薬材料費に不足が生じたもので、その性質上、早急に対応する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により、これに伴う歳入及び歳出の予算補正を3月31日付けをもって専決処分させていただいたところであります。

補正の内容といたしましては、歳出では1款総務費、浜中診療所運営に要する経費では、7節賃金の臨時雇上賃金36万6,000円を追加、2款医業費、医業に要する経費では、11節需用費の医薬材料費44万6,000円を追加し、歳入につきましては、

一般会計繰入金を、不足財源に充てさせていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は81万2,000円を追加し、2億4,815万9,000円となります。

以上、提案理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから報告第4号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから報告第4号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから報告第4号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって報告第4号は承認することに、決定しました。

---

## ◎日程第8 報告第5号専決処分の報告について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第8 報告第5号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 報告第5号専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、平成29年度税制改正大綱に基づき、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律2号及び関連する政令、省令の一部が改正され、平成29年3月31日付けで公布となっていることから、浜中町税条例の関連規定を規定する必要が生じたので、3月31日付けをもって専決処分により浜中町税条例の一部を改正する条例を制定し、同日付けで公布したところであります。

この度の専決処分についての浜中町税条例の主な改正部分についてですが、個人町民税、車体課税の見直し、我がまち特例の新設の規定の整備について関連する項目について、所要の改正をするものであります。

また、本改正につきましては、総務省から示された市町村条例等の一部を改正する条例の例に基づいたものであります。

なお、施行期日につきましては、本条例附則第1条ただし書きで規定する改正を除き、本年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしました但詳細につきましては、税務課長より説明させていただきますので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 税務課長。

**○税務課長（梅田一光君）** （報告第5号 補足説明あるも省略）

**○議長（波岡玄智君）** これから報告第5号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから報告第5号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから報告第5号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号は承認することに決定しました。

---

**◎日程第9 報告第6号平成28年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告  
について**

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第9 報告第6号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 報告第6号平成28年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

繰越明許費の事業につきましては、平成29年第1回定例会において、役場庁舎建設工事基本設計委託料、地方公共団体情報システム機構負担金、風力発電施設修繕料、林業専用道調査設計委託料及び町民温水プール調査補助委託料の事業について事業の性質上いずれもその実施に相当の期間を要し、かつ、事業が年度内に終わらない見込みから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越して使用する繰越明許費の議決をいただいたところではありますが、5月31日の出納閉鎖による翌年度への繰越額が確定したことから、地方自治法施行令第146条の第2項の規定により、計算書を調整し報告するものであります。

なお、平成29年度への繰越額は4,246万円で繰り越す財源は国庫支出金及び道支出金で898万2,000円の他、一般財源3,347万8,000円となります。

以上、提案理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 本件に対し質疑があれば、これを許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

---

## ◎日程第10 一般質問

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第10 一般質問を行います。通告の順番に発言を許します。

**○9番（川村義春君）** 9番川村議員。

**○9番（川村義春君）** 通告に従い一般質問を行います。

初めに緊急避難施設津波避難タワーの建設方針について質問をいたします。地域の懸案である緊急避難施設津波避難タワーの建設に向けて町長の考え方を質して参りましたが、今だに実現を見ていない状況にあります。平成23年度から、これまで言ってきた一般質問に対する町長の答弁を検証してみました。23年6月定例会の町長の答弁で

は、総合計画につきまして平成27年と29年度に仲の浜、琵琶瀬地区に2基建設予定であったが計画を見直し、三重県大樹町が建設した錦タワーの様な堅牢な施設を検討したい、それと琵琶瀬高台の風雨を防げる避難場も検討したい、この様に答えております。平成24年3月定例会では、総合計画に盛り込まれているけれども、それはもう別の話だと言う事で前倒ししてでも避難タワーを建設しなければならないと思っているという答えでした。

それから25年3月定例会では、避難道路の整備を優先したい、地域防災計画の見直し中でハード面の整備目標や建設予定を盛り込むが避難タワーは、大手ゼネコンが公表した20メートルの津波に耐えられるビルなどを含め計画内容の変更もありうると言うお答えでありました。同年12月の定例会では、全く手をつけていない訳ではない、建設コンサルタント3社に設計を相談中で琵琶瀬湾10メートルの浸水域に余裕を考えて20メートルの高さに防寒対策などを考えられる範囲内で作業を進めていると言うお答えがありました。26年9月定例会では避難タワーなどの建設財源は、緊急防災減災事業債を活用したいと述べられております。28年9月定例会でありますけれども、この時に初めてMGロードの複線化を優先して、その後に避難タワーの調査設計を含め時間を要するが計画的に進めたいとお答えをいただいております。

以上が今年の3月定例会までの避難タワー建設に関する町長答弁の検証であります。25、26年頃までには、津波避難タワーの建設に前向きでありましたけれども、その後は高台への避難道路の整備を優先するとして、道道MGロードの複線化やY字路のT字化を北海道に強く要望するという方向にシフトしてまいりました。地域においても津波避難タワーを優先すれば道道の複線化の不要論がでるのではと言う事を懸念いたしまして避難タワーの建設要望を控えてまいりました。北海道は今だに改修設計などの予算措置もない状況にあり車での避難のシミュレーションを行っている状況にあります。いつ発生するかわからない地震津波に対応できる緊急避難施設の建設が急務であると思っているわけであります。

それから、平成27年度に町費337万円をもって津波避難区域基礎調査設計を業者委託しておりますけれども、その成果品が28年度に出されております。

津波避難タワーの概略設計、維持管理コスト5カ所の建設場所が提示されました。その内容は、基礎調査による避難タワーの建設では、床面高さ20メートル、避難人員100人、杭基礎で杭長最大で37メートルの深さ、寒冷地仕様の壁・屋根・トイレも設置、階段スロープを併設と言う事で概算建設費は4億3,000万円、建設地は琵琶瀬地区

に200人収容で2基、新川・暮帰別地区300人で3基、1基当たり100人と言う形で調査設計がなされております。

そこで私の地域であります仲の浜地域の130人は、車で避難できると想定されており避難タワーの計画はありません。

しかし避難道の決壊や電柱、立木の倒壊などで避難できない場合については、命の保障はないと考えておりますので今後、この基礎調査の結果をどの様に活用していくのか、地域への説明を含めたスケジュールなど津波避難タワーの建設に向け具体的な建設方針を示し早期に着手すべきと思いますが、これまでの町長の答弁の検証を踏まえた上で  
の見解を聞いておきたいと思っておりますので町長よろしく申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** 平成27年度に実施いたしました津波避難区域基礎調査の設計委託業務については、今議員さんがおっしゃられたとおりでございます。

この基礎調査の中で平成24年6月28日に道が公表しました新たな津波浸水区域図というものからいきますと琵琶瀬湾の沿岸最大水位が10メートルでございますので、琵琶瀬湾に面する部分については避難タワーの床面高さは14メートルとしております。

それから浜中湾側ですが、こちら側の沿岸最大水位が、15.8メートルとなっておりますので議員さんが今言われました床面高さの20メートルとしたもので示されております。この避難タワーについては27年度の調査で大体、概要が解りましたので、これにつきましては参考になるものと考えています。それとスケジュールを地域にというお話ですが今、北海道へ避難道としてMGロードの複線化それと交差点の改良と言う事で要望をしておりますので、これらの方針が概略設計などの形で現れてくると車での避難が可能と言う事になりますので早急な津波避難タワーの建設と言う事にはならないのかなと考えております。

それと、昨年の9月定例会で町長が申し上げた答えですが、第5期総合計画中の27年度・29年度に予定していましたタワーの建設計画時に3.11が起きたと言う事で考え方が大きく変わり、それが今に至っておりますので、これについては町民が少しでも早く高台に避難できる事、また高台に行くとなると道道の避難道が最優先と考えるべきではないかと思っておりますので、この総合計画を作った時の避難タワーと現在とでは考え方が違うと思っております。これにつきましては、まだ時間が必要であり地域との協議も必要だと考えます。今すぐには出来ないと思っておりますけれどもMGロードの複線化を先にや

らせてもらいたいと思います。

それと北海道建設管理部には、社会資本整備の重点事項として建設の要望を続けておりますが、なかなか事業が進まないと言う事が現状であります。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** 私の住む地域一帯、車で避難できる方は、車で避難する事を優先するのでこの避難タワーは必要ないと言う様に私には聞こえました。確かに平成23年6月定例会では、緊急避難施設についての考え方を求めました。それは27年と29年にその経過の中に位置づけしているが、これについては、もう少し堅牢な物を作りたいと言う話から、この新たな浸水区域マップが出来て、この様変わったと言う事で理解しています。この中でも仲の浜地域は、7、8メートルです。5メートルから8メートルの範囲の浸水域という事で10メートル、先ほどの話では14メートル、今度の調査設計の基礎調査による高さは20メートルと言う事ですよね。

私が言いたいのは、車で避難できるので避難タワーが必要ないという言い方をしますけれども逃げ遅れは必ずあると思うんです。

それと先ほどから言っております道路が陥没したり電柱が倒れてきたり山の方に入っていきますと立木が倒れて茶内まで行けないとかの想定はできませんか。大きな地震であればある程、想定はされるはずです。今の現状で複線化をすれば確実に車で避難できているんですか、これにつきましては、北海道の事業と言う事で浜中町の予算でできる津波避難タワー計画、4億円から4億3,000万円かかるという調査の概要が出ていますけれども私は、その辺がどうなっているのかなと思うんです。

私は、そろそろ北海道が交通シミュレーションをやって、これについて車で避難できるからと言う様な考え方を町長はお持ちなんですか、1人の犠牲者も出さないと言っておりましたけれども、それについて再度お答えいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** ご質問にお答えしますけれども総合計画に載っております27年・29年の話であります。これは3.11がおきた23年の前に出たものです。その時の経過からすると、その部分については少し考え方違っておまして、そしてまた年度の後の方で役場庁舎も含めその範囲で作られた計画だと思っています。それで実際に3.11の災害を目の当たりにして、果たしてそれでいいのかと言う事になると、そうはならないだろうと言う23年以降の考え方だったと思います。それが庁舎建設・避難タワーも含めて考え方が大きく変わったと言う事だと思っております。

ます。道から24年に避難道路についての2車線化と言う事を示されて今日至ってきているわけであります。時間は相当たっておりますが決して避難道の2車線化についても道の意向そしてまた北海道警察の考え方も含めて大きく揺れて今日にきていると思っております。そしてまた、なかなか実現されない中で寿磯橋の関係についても地震対策も含めて今日まで行われてきたと思っております。踏掛盤それから落橋防止施設工事含めて平成24年に実施されたものであります。そしてまた浜中町でも寿磯橋前後に土のうの設置、クッションドラム内に土のうを入れた事、これも地域の人たちと地域の住民の方々と一緒になってこの橋に関しては協議して今日まできたと思っております。

そして26年には津波避難道路監視カメラもつけました。このカメラの使い方も含めて皆さんと協議して今日までできています。そんな意味で決して手を抜いている訳ではありません。これにつきましては、なかなか進んでいないというのが実態であるのは事実であります。その中で3月定例会でもご質問を受けましたけれども今、MGロードの複線化について重点的にお話をさせていただきますけれども、この事については、釧路総合開発促進期成会と24年から始まり25年、26年もスタートしましたが、期成会の中で要望活動の重点項目になっています。

それから、先ほど防災室長が言いましたけれども社会資本整備要望これも並行して、釧路建設管理部、昔の土現ですが、そこにしっかりその事も含めて並行して進めているところであります。ましては、地方議員連絡協議会、議員サイドの団体でありますこの団体からも力強い支援をいただいて、この事については、3つの団体を含めて力強く申請はしておりますが、現実にはなっていないというのが実態であります。そんな意味で町長としては、この部分が一向に進まないと言う事実もあります。要請、要望はしておりますが、なかなか進まないと言うことが現実であります。1番最初に今考えているのは、複線化の前にやる事があるだろうと思うんです。それはY字路部分のT字路化については避難する、しないにかかわらず今の道路構造からしておかしいだろうと思っております。そこをしっかりとT字路にしていく事をまず一步目に避難路以外の話だと思っております。これに関しましては、しっかりやっついていかないといけないと思っております。そこを強くこれからも進めていきたいと思っております。

それと、複線化については、それと並行した形でその事も含めて一番最初にY字路のT字路化から複線化を含めてこれから要望していきたいと思っております。これは町から北海道に対してしっかり要望していく事項であります。

そして、避難タワーの話でありますけれども、ぜひ解決された段階でしっかりまた協

議していきたいと思っておりますが、それが逆に解決されなかった場合には、今度は町独自の話になってくると思いますが、今、町長の立場としては、避難路をしっかりとやっていきたいと言う事、その時は直接浜中町から要望、要請をしに行こうと思っております。議長さんの力も借りて一緒に行ってもらおうと言う事もあるかもしれませんが、その方向で複線化に向けて動いていきたいと思っております。

それと、最後に、避難タワーにつきましては、その方向によって大きく変わってきますので、その時点でしっかりと対応していきたいと思っております。今の段階で、云々と言う話はできないと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** 町長の方から、ある程度前進したなと言う答えが出てきました。開発期成会でも社会資本整備の関係あるいは私共の地方議連これにつきましても要望は、ずっと続けてきているわけです。これからも続けていくわけですが、その間、先ほど町長から説明がありました監視カメラの設置の経過もありますので、その様な方向で進んでいければいいなと思っております。ただ私、先ほどから言っておりますけれども本当にその避難道が通れなくなる場合も想定できると思っております。確実に壊れるとは言いきれませんが3.4.6メートルの大きな津波がくると想定されていますから、その津波がくると言う事は、大きな揺れがあり路肩が崩れたりする事もあって車で避難が出来ない可能性がある事を想定しておくべきだと思います。今言われた様にまず MG ロードの入り口の Y 字路を T 字路化にすると言う事を最優先にして、せめてそのくらいまでは計画されてもいいのかなと思っております。今、霧多布市街の 1 の通りの霧多布岬線ですが、縁石の改修をしていますが、これに費用をかけるのであれば Y 字路を T 字路化するのは、それ程お金をかけなくても出来るのではないかと思うんです。これは、ぜひ町長が自ら建設管理部に足を運んで訴えてほしいと思っておりますので、その辺の見解と複線化が実現する事を願っているわけですが、平成 25 年 12 月定例会の時に建設コンサルタント 3 社に要望していて平成 28 年 9 月定例会でタワーの調査設計を含め時間を要するが計画的に進めたいと言う事での答えをいただいているわけですので MG ロードの複線化の実現を見なくても、せめてタワーの調査設計だけでも出来ないのか、またこれを進める方向性は、持っていないのかについて聞いておきたいと思っております。これは、前の基礎調査の 4 億円位かかる予想とは別に地域の実情を踏まえて調査自体は、地元に入ると言う事を全部無視して作られた計画ですから地元の声も含めて調査設計をしていく考えは持てないのかと言う事も聞いておきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 1つ目に言っておられました MG ロードの複線化の関係についてでありますけども、やはり今まで考えたのは複線化プラス 2 線になるのか 3 線になるのかを含め Y 字路化とセットになっていたと思うんです。その事を含めると今言いたいの、そこから Y 字路に関しては緊急に対応してもらいたいと言う事で考えているところ  
です。

それから、避難タワーにつきましては、確かに調査を出しました。そして、もし複線化にならなかった場合の基本的な事を含めて出したと思うんです。概算の事業費も 4 億ですから今後その事についてももう少し内部でも協議してまいりたいと思いますし、地域でもその事を複線化が可能になった段階で再度また協議していかなければならない  
と思っています。この事に関しましては、やはり今の町長の進め方としては、Y 字路の T 字化を 1 として次に複線化せめて寿磯橋と言う順番に持っていき、これを含めて 3 つ目にそれが可能であればもう 1 回 4 億と言う数字がありますけれども少し費用がかかって  
おります。これから検討していきたいと思しますので地域に入り再度相談をさせて  
もらいたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9 番（川村義春君）** 本当に前向きに答弁いただきました。MG ロードの入り口の部分については切り離して要望していきたいと言う事様でありますから、ぜひ進めて  
いただきたいと思っております。それが実現した時に待望の避難タワー建設に踏み切って  
いただきたいと思っております。それを想定して私は、岩手県の久慈市港地区に建設した緊急  
避難施設、津波避難タワーの建設概要を紹介しておきたいと思っております。これにつ  
きましては、岩手日報が出した内容の様でありますけれども平成 23 年 3 月 11 日、3.11  
の東日本大震災から 5 年間の短期間で調査設計を委託して平成 28 年 10 月に事業費  
約 1 億 5,400 万円をかけて建設をされております。このタワーは町長も言われる  
ように津波の逃げ遅れに対応するものと言う事で津波の勢いを逃がして倒壊を逃れる  
よう外壁はつくっておりません。2 階建てで 2 階の床面積は海拔 8.8 メートル階段や  
スロープで 2 階や屋上に駆け上がるという事で屋上は約 90 平方メートルで 90 人を  
収容、2 階については、60 平方メートルで 30 程が就寝できるスペースがある  
という事で災害が起きた時には、シャッターを閉じて雨風をしのぐ事も出来る  
という事でソーラー照明の他、毛布や簡易トイレも設置されている建物です。これ  
が 1 億 5,400 万円  
で建設できるそうです。高さが 8.8 メートルで本町の琵琶瀬湾の最大水位は 10

トルでありますから岩手県の久慈市で建設した様な避難タワーを参考にすべきだなど  
思っています。基礎調査で示した4億の半額程度で、もう少し高くしてもそのくらいの  
金額で出来るのかなと思っておりますので、ぜひ参考にして1人の犠牲者もださないと  
町長は言われておりますから、避難タワーに対する姿勢というものを改めて示してい  
だいて、この件についての質問を終わりたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 今、避難タワーの関係で1億5,000万円のお話もありました。  
それも参考に調査したのは4億と言う数字でお知らせいただきました。この1億5,0  
00万円の事も含め、これから検討させてもらいたいと思っております。ただ、これか  
ら検討しますから、どうなるのか分かりませんが、この事に関しましては参考に  
入れさせてもらいたいと思います。今までは、この様なものがありませんでしたので、  
検討する事が出来ませんでしたので、この事を含めてやっていきたいと思ってお  
ります。まず複線化をしっかりやっていきたいと言う事、避難道を作る、この様に進めてい  
きたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** 避難タワーの関係については、その様な方向でぜひ前向きに進  
めていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。次の質問でありますけれども、ふるさと納税につ  
いてでございます。ふるさと納税は、本町の特産物を全国にPRできるメリットがあり、  
昨年度は、約1億500万円もの寄附金が寄せられ本町の産業振興や観光振興にも有益  
であると確信しているところでございます。過日、町のホームページからふるさと納税  
募集のサイトふるさとチョイスを開いたところ返品で人気の高い塩水ウニパック生  
ウニセットや毛ガニ、北海しまえびの大、ホッキ貝4キロなど期間限定商品ではありま  
すが商品の見本写真の上に品切れ中と書かれていました。あまり良くないなと思  
いながら見ておりましたが、できれば期間限定製品であれば申し込みを受けて配送可能な期間  
のみ、そのサイトで表示をすとか下の方に下げるとか全面に出さないなど工夫があ  
ってもいいのかなと思っておりますので、その辺の答弁を頂きたいと思  
います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** この返礼品について期間限定品であれば申し込みを受けて配  
送が可能な時期のみサイトで紹介すべきだと言う事でのご質問でありますけれども、こ  
ちらにつきましては、サイトを利用して寄附されている方々が自分のパソコンに登録し

たものを一覧表で見ることが出来るようにしておきたいと言う事もありまして返戻品のサイト上では品切れと言う表示がありますけれども、この表示をつけたまま掲載しておきたいと考えています。これは、現在利用しているふるさとチョイスですけれども利用者が気に入った時に返戻品をパソコン上で登録する事ができるお気に入りと言う機能がございまして配送可能な時期のみの掲載とした場合に例えば寄附者がふるさとチョイス上で塩水ユニパックを検索キーワードで検索した場合に掲載していない機関がそれを外してしまうと検索結果に表示されないと言うような状態になってしまうので、品切れ中の場合であってもサイトの返礼品の中には、表示をしておいてお気に入りに登録されたものから見れる様な状態にすると言う事で復活した時に寄附できるような対応にしたいと言う事で、品切れの期間中においても表示したいと考えております。

また議員言われました様に掲載の場所など、色々と工夫してみたいと考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** 自分のパソコンのお気に入りと言う機能を使って登録しておくと言う事で、これについての主旨は理解しました。私が見た段階では、1番上に塩水のユニパックとか人気高いのが1番上にきているのですが掲載している返礼品をトップにもってきたり下げたりするなどして時期的にバランスを考えて載せるなど工夫をしたらどうかなと思っていました。最初に見る場合、何度もお気に入りと言う形で入れている場合もあると思うのですが最初に見る方で初めてページを見た方は、この人気の高いユニなどが品切れと言う表示をみた時にどの様な気持ちになるのかなと思いましたが、その辺は工夫していただきたいと思います。

それから寄付を受け付ける際に選べる使い道と言う事で地場産業の振興に関する事業他4項目を設定してございます。寄付者の想いがそこに表れるのかなと思っておりますけれども、この項目ごとの昨年度の給付件数と金額の実績をお知らせいただきたいと思っております。また、寄付者に具体的な使い道を知らせる方法として例えば福祉関連であれば子育て事業の支援に使わせていただきましたとか産業振興関連であればユニ種苗センターの建設財源として積み立てているなど返戻品に一筆啓上すべきではないかと思っております。その辺が出来るのかどうかの考え方をお聞きしたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 28年度の選べる使い道と言う形の中で寄附をいただいた項目ごとの実績、件数、金額の部分を含めてお示ししたいと思っております。

4項目の他にサイトをみますと事業の指定のないものの項目もございますので合わせて5項目の実績と言う事でお示しをしたいと思います。

1つ目は、地域産業の振興に関する事業につきましては件数2735件、金額で申し上げますと3,075万5,000円が地域産業振興に関する事業で寄せられた寄附金額です。

それから2つ目に自然環境並びに地域景観の保全及び活用に関する事業件数としまして1795件、金額にしまして2,037万5,000円となっております。

3つ目に医療及び福祉の充実に関する事業件数としましては、1598件、寄附金額につきましては、1,784万5,001円

4つ目としまして教育及び文化スポーツの振興に関する事業につきましては件数が1480件、寄せられた金額は、1,636万8,001円。

それから5つ目は、申しあげました事業の指定のないもの件数としまして1647件金額が1,886万3,001円この5項目の合計の件数で申し上げますと9255件全金額で1億420万6,003円が平成28度に寄附金で寄せられております。

それとその後段のご質問にありました子育て事業ですとか使い道について一筆啓上をしながら、返礼品に添えると言う事が可能かどうかについては、これを返礼品に添えて計上する事は当然望ましいと言う事ですが、これを考えた時に返礼品は、直接事業者の方から発送する形をとっておりますので、その中に返戻品に一筆啓上して礼状を入れて寄附者の方に使い道を示しながら発送する5項目等がありまして事業者への負担などを考えるとなかなか難しいのかなと言う事も考えられます。それから確実に寄附された方に返礼品を送らなければなりませんので、この個人情報の取り扱いもしっかりと対応していかなければならないと言う観点から申しますと現状では、難しいと思っております。また返礼品で別の方法で考えられる事としては、返礼品とは別に町の方から寄附者の方へ受領証明書と言うものを発送しているのですが、それに同封すると言う事も考えられる訳で、これを寄附された時点で当該年度あるいは翌年度の事業運営と言う事で歳出予算の計上の時点では礼状に添えてお示しできないと言う状況です。ですから次年度の予算措置をとりながら寄附をいただいた時点での返戻品の段階で特定の事業へ向けてと言う事を同封しながら行うと言う事は、難しいのかなと思います。この様な事を考えますと次年度の使い道や予算措置上で決められた段階で町のホームページに使い道の掲載など寄付をしていただいた方にお示しをすると言う事で考えております。

以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** 詳しく説明をしていただきました。数字的な事も十分解りました。ありがとうございます。それで産業振興に関しては2735件と言う事で寄附額が多いわけです。この5項目については町の行政のあらゆる分野を網羅する形で振り分け出来ると思っております。それで先ほど私の質問で返礼品に添えてと言うふうに言いましたけれども課長の方からは、受領証明書に入れる方法もあると言う事で言われましたので私は、寄附者の意思を組んで継続して寄付していただける様な仕組みを何らかの形で作るべきだと思っているんです。少なくとも総務省からは、今回返礼品の額については3分の1程度と言う事を言われておりますので、その見直しも今後、必要になってくるのではないかと考えております。その辺の考え方は、可能かどうかも含めてもう一度教えていただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 今、議員おっしゃられました様に寄付者の方は、浜中町への想いがあって寄付していただいていると言う事で、これからも継続して寄附をいただける様な方法として寄付者の方へ町としてお礼すると言う事は当然しなければいけない事ですが、これをサイト上でメールのやりとりが可能であれば個別に発信すると言う事も考えられるのかなと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○9番（川村義春君）** 最後の質問をさせていただきます。3月定例会で他のサイトの活用も調査検討したいと答弁されていましたが、その検討結果は如何にと言う事ですが厚岸町は6月にインターネット上の窓口サイトを現在1カ所から3カ所に増やすと講じられておりました。新聞によると121倍の前年対比そのくらい伸びたと言う事ですから、これをもう少し増やそうと言う事で浜中町としてもそのサイトを増やす事は考えられないのかなと言う事で3月定例会に質問したのですが、その後の検討の概要についてお知らせいただいて終わりたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** サイトの利用の関係で厚岸町の事例を聞かせていただきました。今おっしゃられた様にふるさと納税の募集を扱うサイトは、結構ありましてふるさとチョイスも含めれば6サイトくらい掲載して募集を展開しているサイトがあると言う事で調べておりますので承知しております。それでサイトの方への返礼品を掲載する掲載費用と言うところがありまして、他のサイトも調べてみましたが、寄附額に

対しての手数料、重量制と言う形の中では8%から14%くらいの幅で掲載のサイト、掲載料がかかると言う事もわかりました。昨年の寄附実績1億500万円と言う事で仮に1億としますと10%かかったとすれば1,000万円くらいのサイトに掲載費用が結構かかるものと言う事で思ったところでありました。浜中町で今現在利用しているふるさとチョイスに関しては、掲載料のみであれば月額4,500円の中で掲載させていただきながら事務的な部分は、まだ町の担当の方で色々やる事になりますけれども掲載に関してだけで申し上げますと月額でも、そのくらいの金額で納まる中でのサイトだと言う事で当面は、現在のサイトを継続して利用しながら色々考えていきたいと思っております。総務省の方からも返品品の3割と言う様な通達もございます。その事を含めまして今後、事業者も交えて協議して新たにまたサイトのリニューアルも検討していきたいと言う事で考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** それでは通告の内容に従いまして一般質問をさせていただきます。まず庁舎建設の基本構想についてお尋ねしたいと思います。昨年28年12月に素案を作成し本年29年2月から3月にかけて町民からの意見を募集して、この度、基本構想が示されました。寄せられた多くの意見が反映され、しっかりと考えられた内容であり庁舎建設準備係の業務としては、評価出来るものと考えております。ただ、素案と比較して庁舎合計面積約680㎡が50万円としますと3億4,000万円ほどの増額となっております。素案作成時から職員数は8名ほど増えておりますが、教育委員会、福祉保健課の集約はもとより、避難人口においても大きな違いがない中で素案と比べ大幅な増加となった要因について伺ってまいりたいと思っております。素案とは言え業務に必要な面積、庁舎建設の基本であった防災機能を備えた役場庁舎、この考え方は素案であってもしっかりと盛り込まれていたものと思っておりますので、そこら辺を踏まえて答弁いただきたいと思っております。

まず各室の積み上げによる必要面積についてお聞きいたします。福祉保健集会室、158.2㎡は、わっはっは等の健康増進に取り組む事業のスペースと思いますが素案作成時、この事業はどこで実施する予定でしたかをお伺いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** ご質問にあります基本構想の成案の中で示されている各室の積み上げに要する必要面積、福祉保健集会室158.2この部分につきましては、素案作成時では、記載されておりません。その時には、会議室と言う事で一応、想定はして

おりましたが、その後、色々作業を進めて行く中で、やはりこの部分については、保健集会室と言う単独のものとして必要であると言う事で今回、成案になる段階で追加させていただいたと言うところであります。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 素案作成時では、会議室等は、スペース的に空いておりまして毎日会議もされている訳ではないと思いますので会議室の空いている時期を定めて計画を立て会議室を利用する考えであったと言う答弁でございました。それが検討の結果、やはり独自にすると言う事で、この度158.2㎡が加わったと言う答弁であります。他の地区の健康推進事業は、公の集会施設等を利用して進められていると思います。もう1点気になるのが高台移転になる事によって今まで老人福祉センターで行われていた事業に参加されている方の交通手段は、今現在どのように考えておられるのか、徒歩で来られている方もおられると思うのですが、そこら辺は、どの様に考えておられるかを聞いておきます。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 今現状では、母子健康センターでやられておりまして市街地から徒歩で高低差のない中で色々な健診事業などに来られている方がおりますけれども今議員おっしゃったようにこれから建設される庁舎は、高台になりますので当然それまでの道線としての道は、坂道になります。その中では、健診がある場合とかは、自家車で通われる方も当然いらっしゃると思いますけれども、それ以外で徒歩でと言う事を考えている方々のために保健福祉施設としての健診ですとか、それ以外に来町される方々の庁舎への利用の利便性も含めると輸送の手段も考えていかなければならないと思っております。これは、健診などで来町される方も当然、福祉保健課に来て集会室に来られますけれども、その他の庁舎内での利用の仕方も含めて低い位置から高台庁舎へ向かう交通の手段のあり方も基本構想の成案の中で一部示しておりますが、こちらも検討していかなければならないと思っております  
以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 来町者の利便性を考える上で前回、出来るだけ低い位置と言う考えがあったのかと思うのですが基本計画がこれから作られるわけですけれども町民や地元の方々に高台へ作る事になった、そしてこの様な規模で作る事になったと言う事を説明して、これに対するご意見をいただき考えて行く中で町民に対して説明をする

上で今から高台移転が決まっている以上、どの様な方向で進めて行くのか、普段の来庁者も含めて、この福祉保健業務の方々のほとんどが高齢者と言う事で対象になると思いますので、もう少し考え方をしっかりさせないと基本計画の作成には、問題があるのかなと思いますので再度、答弁をいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 例えば来庁者に向けての方法ですとかは、庁舎内の検討委員会の中でも色々と議論しているところでもあります。例えば文化センターの1ヵ所に停留所を作りながら、そこから新庁舎までピストン輸送するとかの方法も考えられるのかなと言う様な事で検討会の中で色々と議論しているところです。その中で現在、基本計画の策定中ではありますが、その辺をより具体的に示していければと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** これについては、色々な方法が考えられると思うのですが、基本計画を策定する段階では、かなり具体的なものになっていると言う事で理解したいと思いますので、それでよろしいのか聞かせていただきたいと思います。

それと相談室が当初35㎡で4室と言う事で載っておりました。福祉保健課の業務を考えますと、この相談件数は、多くなると思いますので必要な室数かなと私は、素案を見て考えておりました。この度、基本構想では、新たに保健相談室30㎡で2室と言う事で載っておりました。合わせますと6室と言う事になります。税務相談などがあり、相談件数が増える時期があると思います。ただ6室が満室になる頻度と言うのは、4室では足りないと言う事で2室を増やしたと言う事だと思いましたが、この根拠を説明いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 基本構想の素案の中では、相談室4室と言う事、新たに成案の中で保健相談室2室と言う事でもありますけれども、この基本構想の成案に向けては、役場の現在の福祉保健課検討委員会の中でつめている段階でありますけれども福祉保健課が入るスペースとしましては、1階のフロアに配置しまして、その中では町民窓口の1階で町民の皆さんが、転入された時などの手続きなどを含めてのサービスを1階のフロアの中で行い、例えば町民課、税務課、福祉保健課を1階に配置しながら議員おっしゃられました様に相談室を当初、素案の中では4室と言う事でもありますけれども、これは主に税務相談や町民課に相談に来た窓口相談この様なものに当初4部屋と言う事で想定させていただいております。福祉保健課は、先ほどの保健集会室のスペースも新

たに設ける事と合わせてワンフロアの中の別のスペースで1階の中でも乳児相談とかの健診がありますので、当然お子さんもきますので、色々な健康相談も個別に対応する事になると思いますので、そこに福祉保健課のスペースの中の相談室と言う事で新たに2ヵ所ほど必要になってくるだろうと思っております。それとは別に構想の素案の中では、町民課、税務課の相談スペースと言う事で想定して新たに福祉保健課のつけ加えスペースが必要だと言う事で成案の中に盛り込まさせていただいたと言う経過であります。

**○議長（波岡玄智君）** 一般質問中ですが、この際暫時休憩します。

（休憩 午後12時00分）

（再開 午後 1時00分）

**○議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 午前中に総務課長からの答弁をいただきました。最初に申し上げましたとおりその素案を基に町民からの意見を募集しているわけです。当然その時点で業務に必要な面積数と言うのは、ある程度把握していたと思います。その上で私の2点の質問に関して、まるで福祉保健課の業務が抜けてしまっていた様に受け取れるのですが、この素案作成時の段階で福祉保健課の方とのやり取りは、あったのでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（金澤剛君）** 素案の時点でのお話についてご答弁させていただきます。

実際、素案につきましては当時、企画財政課長が担当して素案を作成したところでございます。当時、3800㎡と言う事で素案には、お示しさせていただきました。その中で福祉保健課が抜けていたと言う事はございません。事務スペースについては、当然、福祉保健課も新庁舎に移動してくるだろうと思いますが、その中でお話がありました保健集会室の成案については、150数㎡新たにつけ加えさせていただいたところでありまして、企画財政課で担当した時点では、大会議室あるいは中会議室を活用して全体の面積を抑えられればと言う事で策定したところでありまして。また相談室につきましても素案の時点で、その他の相談室が4室とありますが、この中で対応ができるのではないか、更には福祉保健課とも相談をして町民へ対応するためにも相談室が必要だと言うお話を聞きまして相談室を4室と言う事で素案について策定させていただ

いたところであります。先ほど総務課長の方からご答弁させていただきましたけれども、その後、成案の段階において実際その部屋で対応可能なかどうか、これについては、どの様な形をとるのがベストなのかと言う事でもう一度、再度詳しく聞いた段階で出来れば別にその部屋を設けた方が町民の為になるのではないかと言う事で、その面積をつけ加えさせていただいたと言う形だと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** よりベストな方策として、これらが付け加える形になったと言うふうに受けとめておきたいと思えます。

次に災害発生時には、中会議室100㎡の1つを災害対策本部に充てる予定となっておりますけれども新たに防災対策本部室という名称を設け、その100㎡のスペースを設置すると言う構想になっていると思えますけれども、この防災対策本部室を設けるに至った目的と会議室では、それを設ける為の目的、この防災対策本部室は平常時どの様に利活用されるものかを伺います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 防災対策本部としての部屋と言う事でありましてけれども、全体の面積の積み上げの部分では、最初に戻りますけれども、今回、各室の積み上げによる必要面積と言う事で基本構想の成案中で示させていただいておりますけれども、議員も申し上げましたとおり成案に向けて2月から3月に町民の意見も聞き取りながら、基本計画策定の中でも現在進めております。各窓口部門とのすり合わせ、意見集約も今進めてはおりますが、この基本構想の成案の積み上げの面積になる時点の意見を含めた中でも現在の庁舎機能として必要と思われる色々な意見を踏まえた形の最大値として各室の配置面積をカウントさせていただいております。それが積み上げの段階の成案では4480㎡今、構想の成案の中では、最大値としての庁舎建設面積で捉えております。その中では今、個別の部分で申し上げますと防災対策本部これにつきましても非常時としては、災害危機系統の中核になり得る部屋でありますので、そこは当然に個別として必要であろうと言う事で、この構想の成案中で盛り込ませていただいております。通常時の場合は、色々な用途または、会議室と多目的な用途にも日常の中では、使わせていただくと言う様な事になろうかと思えますけれども有事の際には、ここを対策本部の拠点と言う事で成案の中で、この面積を確保して載せさせていただいております。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 昨年、台風災害があった次の日に釧路建設管理部へ出向き事務所に入った時、その事務室の机の上に地図や写真が散らかっている様な状態で、その様子からは、昨日までここで会議が行われていたのだろうと言う事を目の当たりにしてきました。

何を言いたいかといいますと専用としての形が果たして当初、会議室で十分であろうという構想が新たにこの専用の部屋を設けなくなった目的について理解が出来ないのですが、平常時に会議室が埋まっている場合には当然、別な会議にも使いますので、それは理解できますが、要するに単独でこのような対策を設けなければならないと言う目的について理解が出来ませんので再度、説明いただきたいと思います。

先程と同じ様によりベストを目指したと言う事であればそのような答弁でも結構です

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 先程も申しあげました様に防災対策本部と言う事でのスペースについては当然、全体の部屋のレイアウト等も含めてこれから進めておりまして検討している段階ではありますけれども、その中では防災対策室、防災対策本部の一連の動線として考えて非常時の際には、防災管理室と連動しながら、災害対策を拠点として位置づけていきたいと言う考えもあります。

また、会議室という平常時での使い方もありますので、こう言った一連の部屋のレイアウトも含めながら今現在検討しているところです。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 次にトイレの面積であります。これは素案の作成時から約7倍の㎡数となっております。これは、避難人口620人を考慮しての当然の面積かなと言うふうに思っておりますけれども、この面積の算出基準と言うものがあればお示しいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 先ほど申しあげましたとおり庁舎機能として災害一時避難場所の機能として必要と思われるトイレの面積と言う事ですが、素案等は大きく面積の方も変わっておりますが、これについても素案が示された後の地域あるいは自治会からの意見の中にも、この面積で果たして大丈夫なのかと言う様なご意見もいただいたところでもあります。

基準といたしましては、面積は、各階にそれぞれ必要であろうと思いますけれども当然、議員おっしゃられる様に避難された方々のトイレの事もありますけれども、その他

には、バリアフリーですとかの機能も含めながら面積的なイメージとしては、例えば文化センターの1階にある男女それぞれのトイレ、面積的には2つ合わせると60くらいのイメージですけれども、いずれにしても町民自治会の意見もいただきながら面積の基準と言う避難民に対してどれくらい必要なのかと言う部分を素案で示した面積よりは必要だと言う事が対応としては、解りましたので、その面積を最大値としてカウントさせていただいたと言う事でございます。この面積を算出しながら60㎡と面積を成案の中で設定させていただいたと言う事です。これについても、必要面積を確保されたかどうかと言う事もあります。今のところは、必要最大限の数値として確保し面積として成案の中でまとめさせていただきました。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 算出の明確な基準はないと言う事で次の質問にお答えいただけるのか解らないですけれども、ゆうゆのトイレですけれども、こちらの施設に避難されて来る方の数は500人と想定されておりまして、この際ゆうゆとしてのトイレの面積は、どうなんでしょうか。クリアと言うふうに考えてよろしいのでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 資料が手元に届きましたのでお答えいたします。ゆうゆのトイレの面積ですけれども全体でのトイレの面積は52.3㎡、内訳を申し上げますと合計で6カ所それぞれ男女で言うと身障者用のトイレも含めてと言う事になります。これについては、500人の避難されてきた方がこのトイレを使用するには、十分かと言う事に関しましては、このゆうゆを建設した時点で3.11の災害が起こる前の事ですので、その時に避難される想定人口などで明確に算出されたかどうかについては、私の方では把握できておりません。今までの災害の中では、避難対応と言う事でトイレを使用してきておりますが今回のトイレについての必要面積としては、成案の方でカ所数が3となっておりますけれども全体としてのトイレの部分で19.2㎡を最大値としてトイレの面積を今後、新庁舎の中で配置していきたいと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 多分この庁舎の基準からしますと1階6.4㎡ですけれども、これが3つで19.2㎡これが避難人口と職員数も含めた中で数字がだされていたのかなと思うんです。以前の3.11の災害時の避難状況を見て、これで当時は足りたと言う事であれば新庁舎の方は見直す必要があると思いますので、しっかり精査していただきたいと思います。

それとトイレに関係しますけれども散布地区住民の指定避難場となっているのが茶内農業者トレーニングセンターです。ここを避難所として目線から見た場合、課題と言ったのが色々見えてくると思うのですが現状を把握しておられるのでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** 私も何度かその施設に足を運んでおりますが場所、配置関係については十分理解しているつもりでございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 現状としての課題は、無いと言うふうに受けとめたんですけどもよろしいですか。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** 現状としての課題としましては、避難所としての部分では例えば今言われておりましたトイレの数とかは全く足りない状況になっているかと思えます。それらについても現在、備蓄コンテナ内に簡易トイレの様な備蓄を進めていますので何とか対応をしたいなと言う方向で考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 指定避難所としている訳ですよ、今、その避難所して再質問に対しての答弁をいただきましたけれども、どうなのでしょう、その様な認識でよろしいのでしょうか。まずトイレに関しては、このトレーニングセンターには1階にしかありません。それで畳の部屋は、2階にしかございません。男女とも個室を合わせて2部屋ずつ、そして和式の便器が今の現状でございます。これは、散布地区の人たちの避難場所として指定している訳ですけども、これについては、どう捉えておりますか。また、簡易トイレで間に合わせると言うふうに私は、捉えましたけれども、それでよろしいですか。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** 今の現状から申しますと確かにトイレの数も足りませんし簡易的なトイレは、スタンバイしておりますけれども、これでも少ないかなという気がしますので、これも十分検討しなければならないと思っております。

それと、今コンテナが一杯になってきていますので、この辺の備蓄の配分についても少し考えて進めて行こうかなと考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 次は、トイレの室数ですけども64平米が3と言うふうに

この基本構想でなっております。これは、3階建てを想定していると言うふうに考えてよろしいでしょうか。当初、津波浸水高8メートルを超える範囲で可能な限り低い位置に建設予定であったから津波災害対策に絶対必要だと言うこの海岸線を目視できるために3階と言う発想に至ったのではないかと自分は、理解しているのですが、そうではなくて高台移転になったと言う事も踏まえても、尚且つ3階は、必要だと言うふうに捉えているのでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 基本構想の成案の中では、確かに64平米で室数が3と言う事で表示してありますけれども最大値としての数の配置と言う事もあります。

ただ今、議員おっしゃられました様に3階建てになるのか、2階建てになるのかについては、基本計画を立てながら、それを基にして今、基本設計の方に移って成果品まで行こうと言う段階であります。今の何階であるかと言う部分も含めて、その基本計画の中で検討して作業を進めていると言う事でありますので、この3と言う数字は最大限3階までの想定で、最大値面積もカウントした中で、室数3で見込んだ数字を積算しております。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○総務課長（藤山巧君）** 次に休憩室100平米について伺いたいと思います。これは、当然、職員の休憩室と言う事でありまして国交省の基準に沿ったものであろうかなと理解いたしますけれども、今現在、昼食時等などを見ておりますけれども、外食する方、自宅に帰る方、様々おられます。特に利用されるのが昼食時かなと思いますので実際に休憩室として活用する面積と言うのは、100平米も必要なかどうか、実際に必要と思われる面積数は、どれくらいなのかお聞きしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 休憩室100平米につきましては、素案でも今現在の庁舎の中に機能として休憩室がないと言う事が前提にありましたので素案の中で盛り込まさせていただいておりますし、成案の中でも100平米と言う同じ形の面積ですが、これについても現在、庁舎内にない機能としては、新庁舎の中で先ほど議員おっしゃいました様に昼食の時間体あるいは、災害対策本部としての拠点になった場合に職員も休息する部屋にも用途として使われると言う事も想定されますので、その成案の中でも同じ面積をカウントさせていただいております。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 時間がなくなってきましたので、これでよろしいです。月中旬には、この基本計画案を作成し再度パブリックコメントを実施し、今後、先ほど課長も最大値と言う言葉を何度も使われておりますけれども今後、検討の見直しがされるものかと思いますが現時点で私の考えとして確認しておきたい事をこれから質問いたします。

まず、自然災害発生時の際には、新庁舎の会議室や議場などを一時避難場所として活用するとありますけれども先に防災計画が見直され一時避難場所と言う言葉は、なくなり緊急指定避難場所が指定避難場と言うふうに名称が変更されております。この災害計画が3月16日に改定され、この基本構想が出てきたのが4月である事を考えますと、この改定内容と言うのは、職員で共有ができていたのかなと言う思いもありますので簡潔にお答えいただきたいと思います。

それと指定緊急避難場所と指定避難所の位置づけの違いと言うものがあると思えますけれども簡潔にお答えいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 一時避難所としてのスペースですけれども、成案の中でも示しておりますけれども算出の根拠としましては、成案の策定時の人口として霧多布地区、あるいは津波浸水区域と言う事で湯沸地区これらを含めて1120人と言う事で把握しております。そのうちゆうゆに500人、残り620人と言う事で620人に対して議員おっしゃられました浜中町地域防災計画の1人に対しての避難民に要する面積と言う事で2平米、これを避難民1人当たりの避難スペースと言う事で規定されておりますので、それに620名をかけて避難される方々に必要な面積を1240平米防災計画の1人あたり2平米から積算したと言うところであります。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 申し訳ありません。私の質問の仕方が悪かったのかなと思えますけれども、まず1点目は地域防災計画が見直されて一時避難場所と言う名称がなくなっております。それが3月16日付けで策定されて基本構想が作られているのが4月と言う事でありますので、この地域防災計画の改定が庁舎内でしっかり共有されているのかなと言う懸念がございますので、その点の確認をお願いしたいのと以前、私が琵琶瀬・散布地区の指定緊急避難場所にあるD型ハウス等の防寒対策が必要ではないかと言う質問をしております。その時の答弁では安全性が確保された後に内陸部の指定避難所に移動してもらうので今は、考えていないと言う事でした。地域から要望があれば検討

したいと言う答弁があります。それで、ゆうゆや新庁舎もそうですけれども指定緊急避難場所としての位置づけかなというふうには捉えています。一時避難場所という言葉ですと捉えていた訳ですから、霧多布地区の方々も安全性が確保された後には、しっかりした内陸地区の指定避難所へ移られるのかなという考えがありますので指定緊急避難場所と指定避難所としての位置づけの考え方を尋ねたところであります。

更に先ほどの散布地区等の防寒対策ですけれども、丸山散布・藻散布地区の指定緊急避難所トンネルの上ですけれども、そこに避難された方々が津波警報が解除された後、橋等の状況によっては、足止めになってしまう事が十分考えられるわけでありまして。そうしますと散布地区の方々、車中泊をしなければならないと言う事になってしまいますよね、これから建設する新庁舎もそうですけれども霧多布地区の住民の方々、どうされるのかと言う事がありますので、構想にもある様に3日程度の食料や水、電気等については、3日程度くらいは対応出来るという事になっておりますけれども、3日たった後の対応については、どの様に考えておられるのかを端的にお答え下さい。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** 位置づけの関係ですけれども、指定避難場については、災害が発生または発生する恐れがある場合に長期的に滞在する施設の事を言います。それで緊急的に一時避難する為のものについては、緊急避難場所と言う扱いをさせてもらっています。それで指定避難所については6カ所そして指定緊急避難所については20カ所と言う事で道知事の方に申請をしておりますして2月に町の告示も済ませております。

次に最終的に庁舎が出来上がった時の考え方ですけれども、今現在で指定避難所に避難する方は場所、住所の指定、面積、連絡先が記入される様になっております。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 霧多布地区、湯沸も含めた方々の避難所の関係についての考えを聞いております。あくまでも一時的に避難すると言うふうには捉えていいのか、それとも長期的に避難が必要とする場合の指定避難所と言う事でありまして、どちらで考えているのか聞いておきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** これにつきましては、一時避難するための緊急避難場所と言う考え方をしております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 警報が解除された後は、この地区の方々も内陸地区へ移っていただく必要があると言うふうに認識しますけれども、それでよろしいですね。その場合どこを避難施設として考えておられるのか端的にお答えいただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** 今言われました一時緊急指定避難場所ですけれども、実際に全部が必ず収容人数に至ると思っていないので、分散型になるのかなと言う気がします。その場合の場所ですけれども指定緊急の避難所の6ヵ所、これらが分散型になるのかなと言う気がしております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 時間の都合上、次に進みたいと思います。

私は、この新庁舎建設の避難スペースを確保する事には、反対するつもりもありませんし異議がある訳でもございません。ただ先ほどから言っているあまりにも、素案と出来上がった基本構想に乖離があるので、どうなっているのかなと言う想いでお尋ねしております。総務課長と防災対策室長にも的確に答弁をいただいておりますけれども、私の受け止め方としては、避難人口ありき、イコールかける2で必要面積と言うものが割り出されているふうに受けとめられます。行政側から示していただきました地域別人口ビジョンの数字が出ております。これを基にして今後、新庁舎が出来て避難人口と言うものが割り出されているわけですけれども、新庁舎が出来上がるのが32年、供用開始が33年くらいからになるのかなと思いますけれども供用開始から5年後・10年後・15年後くらいまでの避難人口の推移と言うものは計算されておりますか。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 避難所のスペースとして人口ビジョンの経過によるという事のお話かなと思います。結果として基本構想の成案でも1240㎡と言う事で避難のスペースを示しておりますけれども、この部分につきまして申し上げますと現在の庁舎をご覧になられると分かると思いますけれども会議室、打ち合わせスペース、相談室などが大変不足しております。日常で使う行政機能としての部分を確保させていただいて、その分の共有の避難スペースも当て込みながら面積としてカウントしますと1240㎡と言う事になりますけれども、日常的に使う共用スペース、会議室この様なものも積み上げとして行政で使う機能を確保しながら、それに伴う避難スペースと言う事でご理解いただきたいと思います。

それから人口ビジョンの関係で申し上げますと確かに平成33年から今現在進めて

いる計画の中では、新庁舎を移転しながら庁舎機能と避難、防災センターも含めての避難施設と言う事もありますけれども、この様な形の中で今計画を進めておりますが、手元の資料によりますと32年現在では1091名それから、その5年後であれば1033名、その5年後であれば975名と言う事であります。仮の計算でありますけれども、平成33年、先ほど申し上げました1091名のところから逆算しますと32年のところ1090名が避難人口になるのかなと言う推計の中から押さえておりますが、前段で申し上げましたように会議室につきましては現在、不足しているものを行政として必要なスペースとして設定させていただいてそこに避難スペースの部屋を面積としてカウントさせていただいたと言う様な事でご理解いただきたいと思っております。この積み上げは、結果として成案の中にも示してあります1240㎡と言う事になります。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 最初に公共施設等総合管理計画と言うものが今回示されました。それによりますと今後、全ての今ある公共施設の維持は難しくなっていく、残すものについても多額の維持管理費がかかると見込まれております。その中で平常時の有効利用を図りながら長期避難に対応できる避難所として今から少しずつでも備えて行く必要があるのかなと考えます。今後この基本計画を作成するにあたってベストを目指すと言う事での考え方ではなく様々な角度から必要面積等も考えていく必要があるのかなと思っております。その上で地区別人口推移のデータを地域住民にもしっかり説明をして今後この町を背負って行かれる世代の方々もしっかり話し合う事が大事だと思っております。その方々の意見を集計して、そして基本構想計画というものを策定して行ってほしいと思っております。その上でパブリックコメントを集計するにあたり前回の様な手法なのか、各支所、本庁舎に言って、その資料を見て、それについて意見を募集するのか、それとも地域住民を集めた中で現状を説明し、今言った様な資料等で説明しながらパブリックコメントを利用して求めていくのか、その点の考え方を伺って最後の質問にいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 時間が過ぎていきます。答弁する時間がないので、検討をお願いすると言う事で留めて下さい。

時間は1分と申し上げました。先程の止まった時間はカウントしておりません。

これにつきましては、議運の委員長からも皆様方に必ず60分以内を厳守してほしいと言う事で報告がありましたので、この事につきましては、約束ですので厳しいかもしれませんが、厳守でお願いしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** 通告に従って質問したいと思います。表題は、MV 2 2型オスプレイが矢臼別で飛行訓練をする事についてと言う表題での質問ですが、そのオスプレイは実際、見た事も触った事もなくて写真でだけ見ておりました。しかも今回は、オスプレイが1基ではなくて日米合同演習と言う中にオスプレイが入ってくるという様な事なんです。私は、率直に言ってオスプレイが矢臼別演習場に来ると言う事を考えた時、私は考え調べ始めました。今日、質問するのは、町理事者が考えている事と私の考えで何とかぶつけ合って、このオスプレイそのものをしっかり理解して、これからの対応に答えていただければと思っております。

町長に同じ様な質問をしたいと思えます。この4月14日にオスプレイが日米合同演習の中でやって来ると言う様なニュースを見た時に町長としては、どの様に感じられましたか。

**○議長（波岡玄智君）**

町長。

**○町長（松本博君）** この報道が出た時の話でありますから、一切聞いておりませんでしたので数字としては私も同じ考え方だと思えます。何も連絡がありませんでした。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** 突然、この様な報道がされたと言う事で、あれから2ヶ月近くなりますよね、この2ヶ月経った今、浜中町でこの様な演習がありますと言う事の連絡はありましたか。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 議員おっしゃられます様に4月14日付けで新聞の記事の報道の中の部分を申し上げますと総務省が8月に矢臼別演習場で予定している日米合同訓練で米海兵隊のオスプレイを使った訓練を実施する方向で検討していると報道されていた事は承知しておりますが、町長も申しあげましたとおり、この事に関しましては、その時点で防衛局の方から同日ですけれども訓練内容、場所につきまして北海道を含め全国で調整中と言う事で防衛局の方から連絡がありました。その後この部分につきましては、まだ事前の電話での連絡なので23日の金曜日に日米合同演習の関係で矢臼別の演習に関する部分の情報提供についてと言う事で北海道防衛局の方からも来週の金曜日に町の方へ伺いたいと連絡を受けている段階でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 今、課長の方から6月23日と言う事で、その時点で町を訪問したいと言う事ですね、8月に日米合同演習があってオスプレイが来ると言う事なのですが8月は、何日頃来られると言う事でしたか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 現段階では8月にと言う事での連絡、情報の提供はございません。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 日米の関係あるいは、アメリカの海兵隊が初めてやって来ると言う様な時、海兵隊の時には、県道104号線越えの本道5ヵ所への移転と言う事で1年前からどの様な形でやってくるのかを尋ねてこちらに来て、どの様な演習が出来るのか、それから地元の住民や平和団体等とのブリーフィングもやってこちらから夜間演習、搾乳時間は、やめてほしいと言う要望をだしながら検討してきた経緯があるんです。オスプレイは北海道には今まで全然縁がなかったので、どの様に演習をするのかと言う事を町民に周知していただき、やめてほしいと言う事で要望をだした訳ですが、この様な時間はあるのか、また23日に説明に来ると言っているのですが、その時に自分たちからしっかりやめてほしいと言う意見をだせるのか、その辺いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 先ほど申し上げましたとおり6月23日に防衛局の方が来ましたが、情報提供についての詳細は何も伺っておりません。

その合同演習の中でのオスプレイを含む訓練なのか、この矢白別の今年予定している日米合同演習に対しての情報提供につきましては、想定されておりませんので現時点では、その辺の内容につきましては、23日に情報提供があるものだと思っております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） オスプレイの場合、最初に日本に配置された年月日と場所を調べておりますか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 配備の関係につきましては、どの位置なのかと言う事は、承知しておりませんが、現在、沖縄の普天間基地で配備されながら訓練されていると言う事は、承知しておりますけれども、その様な事までは承知しておりません。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） なかなか、そこまで調べるのは、総務課長も大変かなと思いま

すけれども2012年10月と聞いておりました、基地となったのは普天間基地で間違いありません。それで私は、6月23日にどのような説明をするのか解らないのですが普天間基地にオスプレイが来る時は、全く説明がありませんでした。沖縄県あるいは、普天間の持っている宜野湾市にもいきなり来ました。今までは、このような事がなかったのですが、どこで説明がされたと思いますか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今2012年に普天間基地に配備されたと言う事でお聞きしましたけれども、いつ頃示されたのかについては、承知しておりません。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 私が、どうしてその様な事を言うのか、以前に東村高江と言う所にオスプレイの着陸するヘリパッドが作られる時も何も連絡もなくやってくるんです。それは、日米首脳会議で詳細にやっているのだから説明していると言う事で防衛庁も入り詳細に説明しているので、それぞれの地域に説明する必要はないと言う様な事で勝手に配置がされてきたと言う事が今までのオスプレイの配置なんです。

6月23日に防衛省が説明に来ると言う事では、良かったのかなと言う気持ちがあります。そう言う点で6月23日に防衛省が来ると言う事ですけれども浜中町として、どのような事を聞きたいと考えておられますか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 23日に見えられて情報提供と言う事でありますので、それを把握してからこの内容を伺いたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 私が今言いました様に、このオスプレイの配置は事細かに進んでいます。北海道だけにオスプレイが来ていません。本州それから四国、九州、沖縄の手前まで沖縄も64カ所もヘリがありますので沖縄には、本島の前までオスプレイが飛行するコースが7カ所あるのですが、調べておられますか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 沖縄での訓練の内容については、承知しておりませんでした。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） これについては、防衛省からでている資料を見ていただければ今言った事は、解るかなと思うんです。それで私は、オスプレイを調べている中で心配しております。しかも矢臼別演習場が恵庭、千歳にまたがってある北海道の大演習場が

最初の演習基地になるか矢臼別演習場1万6800ヘクタールが演習場になるか、どちらかは解りません。最もこのオスプレイの訓練が彼らにとって有難い事は、広い事、それから演習場の中には、人間が住んでいない事、そういう点で自由自在に演習が出来る、これを米軍に解ってもらふ状況と言うのは、でてくるんです。それが沖縄ではなく、この矢臼別演習場が固定されたオスプレイの演習場になるのではないかと言う心配もしています。

次に質問を移ります。質問事項の中にも書きましたけれども既に業者が矢臼別演習場の中に入って演習場の土を深く掘ってダンプで運びだして、これは周辺4町の運送会社のダンプで私は、浜中町の業者を訪ねました。やっていないと言う業者が2件ありましたが他は聞いていませんが、標茶町、厚岸町、別海町含めて200台のダンプが碎石を運んできて入れております。この話が働いている人から地域に住んでいる人を通じて私たちの耳に入ってきましたけれども、その様な土砂の搬出、搬入と言うのは、町として抑えておりますか。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 今、議員おっしゃられました内容のご質問の件についてですけれども浜中町も含め他の町からも碎石などを搬入していると言う事は、町としては承知しておりませんでした。ただ、ご質問を受けてから別海駐屯地の方に紹介させていただきました。その中で担当の方が申し上げている事では、採石の搬入ですとか、そういったものは確かにございます。その内容としましては、春秋の演習場内の定期的な整備これに道路整備、演習場内の道路整備に資材として利用させていただいている中の春の搬入部分と言う事でお話しをしていると伺いました。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** 確かに春先は、道路の補修で碎石を入れます。そして3月の中旬から4月まで演習場での演習はストップします。雪が1メートル以上あっても暖かくなって溶けるので、坪足で歩いても膝まで全部埋まるので演習にならないのでストップしています。4月16日前後ですが、中西別のセイコーマートで7人くらいの兵隊の方が買い物をしていてそれを見た我々の仲間もおりましたし、庁舎の方に行ってみたら、迷彩服を来た米兵もいたと言う事なんです。もう既に4月16日の段階で先遣隊がやってきて矢臼別の状況を調べに来たと言う事が明らかになっていると思うんです。それでオスプレイが離着陸の演習をやると言う事は、ヘリコプターの場合は、ヘリボンと言う100メートル四方の離着陸の場所で、それからオスプレイの場合も100メートル

近い直径70メートルほどの地面の底をしっかりとさせて離着陸の場所を作って行くと言う事なんです。どこに作るのかは、6月23日にあった時にぜひ聞いてもらいたいと思います。庁舎側にヘリコプターの離着陸の場所があります。それから着弾地の西側の外れに戦車が紐帯する100メートル四方の硬い盤の土地があります。東から西までキロ数にして直線で18キロメートルくらいあります。この間、何基かアメリカ、日本でも墜落とは言わず不時着と言う言葉を使っております。それで墜落事故の原因についての様な事が言われていますか。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 過去を調べましたが昨年の12月にオスプレイの訓練の最中に空中給油をしている時に接触をする事によって沖縄県内の会場の方へ不時着したと言う事でオスプレイに関連する事故の情報を聞いております。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** 空中給油時の事故、それから水平に走る時に渦巻状態でバランスを失って元に戻れなくて墜落する事故やプロペラなので、それに真っ直ぐ垂直に上がったたり降りたりする時に下が砂地であれば、そのほこりをエンジンが吸ってしまい墜落してしまうと言う原因があるそうなんです。それでヘリパットは、離陸する時に砂煙をあげない事が墜落事故にならないと言う事でした。このヘリパットにお金をかけて頑丈なものを作る、それから停滞している時から着陸するまでの間に離陸する時の排気ガスがもの凄い熱くて飛行する時にアスファルトを溶かしてしまい頑丈にしっかりしたヘリパットを作らなければいけないと言う状況もあります。またエンジンが凄く熱をもつので熱風が地面を叩きつけて周辺の森に火がうつると言う事もあります。その他にも色々調べたのですが、これからオスプレイを迎える本町においてもよく調べて防衛省から説明があった時に町民や農家に迷惑をかけない様にと言う事で私は断固として強く求めていただきたいと思います。私は今まで海兵隊移転訓練反対とか色々やってきましたけれども、この矢白別演習場と言うのは、我々道東に住む者にしてみれば素晴らしい原生の地域で大自然が残っているところなんです。自然を知ると言う事では、とても素晴らしいところだと思っております。昨年、秋から冬にかけて通っていましたが、大木はありますし、雑木林も残っております。また、バラ線を自由に動物が森を出入りする様子が見られます。私は、矢白別演習場というの、我々にしてみれば周辺は牧草地帯で大砲を撃っていて、火災もおきていますが、自然は残っているんです。オスプレイがやってくると、もの凄い音と熱で低空飛行をやるんです。日米合同演習の時には最低

でも150メートルの上を飛ぶと言う事になっているのですが、オスプレイの場合は、水平飛行する時に80メートル以下は飛ばないと言う事で、もちろん下降する時には、もの凄い音をたてるので、そこに棲む野鳥、春先になると色々な種類の小鳥たちがおります。最近、自衛隊だった方が放射能を浴びて辞めて帰って来てから我々の仲間に加わった人がおります。この方の話によりますと子供を持つ鶴がいて大砲を撃った時、慌てて飛び立ち鶴の親はなれておりますが、子供の鶴は慌てて飛び立った為に木にぶつかり、そのまま死んでしまったと言う事も聞いております。その事からすると私は、我々の身近にある宝物である大自然をこれ以上、自衛隊の皆さんの演習あるいは、アメリカ軍が来て今度は戦車で自然を踏みつぶすと言う様な事はやってほしくないと思っております。この点については、ぜひ6月23日に町長を中心に話し合っただけで済ませたいと思っております。この点については、ぜひ6月23日に町長を中心に話し合っただけで済ませたいと思っております。この点については、ぜひ6月23日に町長を中心に話し合っただけで済ませたいと思っております。この点については、ぜひ6月23日に町長を中心に話し合っただけで済ませたいと思っております。

次に子供たちの貧困といじめの問題について質問したいと思っております。小学生・中学生・高校生など青少年による殺害のニュースが後を絶ちません。被害者であったり加害者になっていたりと言うケースは様々です。過去の日本には見られなかった凶暴な殺人事件となっており、なぜその様な事になるのか社会環境や家庭環境そして学校教育などに問題があるのではないかと国民は、その原因を探っています。学校教育について浜中町の実態から、その関連性などについて考えてみたいと思っております。

1つ目は、昭和50年代から平成10年あたりまで校内暴力と呼ばれ本町においても中学生は学校に来れば人間が変わった様に暴れ父母や教育委員会、自治会の力も借りて対応して来ました。終息は、生徒会の力で自分たちの生活を律する事となり正常化を取り戻す事が出来たと私は思っています。校内暴力盛りの頃、苦勞それからどうやって皆で子供たちを守ってきたか、いつの間にか正常化されていたと言う経過ではありますが、その辺についてどの様に教育委員会では捉えておられますか。

**○議長（波岡玄智君）** 指導室長。

**○指導室長（大西展史君）** 昭和50年代、60年代平成の頭にかけて全国的に校内暴力の問題が社会問題化し本町においても、そういった傾向があった様に伺っております。例えば本町のある中学校の例でいきますと、遵守目的とした保護者の方々による授業の自由参観というものを学校の方から要請し例えば1ヶ月間、毎日数名ずつ保護者の方に学校に待機していただいて、何か問題が起きたら教職員と一緒に現場に行っただけで済ませたいと思っております。

処していただくと言う取り組みがあったと伺っております。

また、PTAの力を借りるなどをして例えば当時あった校則について生徒、保護者、教職員もそれぞれ互いに見直しを図る生徒総会の場などに保護者の方々に来ていただいてその校則について提案していただいたり、生徒たちに理解してもらったりと言う様な取り組みを行ったと言うふうに伺っております。決めた事は、皆でしっかり守って行くと言う取り組みが功を奏した例があったようです。当時、校内暴力、集団暴力については、それなりに教職員の方も、それを根絶させていくために時には、力づくの指導、抑え込んでいく様な指導も徹底したと思われませんが、この大きな問題の時期の取り組みとして少し指導の方法について転換を図って例えばその抑え込む指導から生徒に考えさせたり話し合わせたり、そして問題を解決させて、学校の相談室などを上手に活用しながら、生徒の主体的な問題解決の力を育てていったと言う様な取り組みが、この次期であったと言うふうに伺いました。

教育委員会としては、その様な取り組みがあった上で正常化と言う事で終息と言う形に繋がっていったのではと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** ただ今の室長の答弁ですけれども、短い時間で、あの頃の大変な時期の事を非常に端的に答えていただきました。学校の主人公である生徒それから教職員、その周りの父母や地域の人たちの力で何でも話し合えると言う事は、とても良かったと思っております。ここ平成10年から今日まで校内でのいじめやもめ事などなく、静かな学校生活が行われていると言う事を聞いております。これは、何がどう変わって正常化してきたと考えていますか、特にこの間、国主導で全国にいじめ対策条例となるものを作って対応してきたと思うのですが、具体的にそれは、どの様なものでしたか。

**○議長（波岡玄智君）** 指導室長。

**○指導室長（大西展史君）** 平成の頭頃までかけて対応してきた問題・行動に対する取り組みの成果を受けて浜中町の各学校においては、その後、時代もかなり変化してきましたので、そういった変化にも対応しながら一人一人の子供の人格を尊重していくと言う事、個性を伸ばす教育を考えたと言う事、そして、その子供たちに考えさせたり話し合わせたりする中で社会的な行動力を高めて行く、そういう観点での生徒指導を進めてきた成果かなと言うふうに押さえております。いじめや暴力に走りがちな子供というのは、主にストレスや不満をため込んでいたり、あるいはストレスの暴発を制御する力が弱かったりといった傾向があると思われませんが、かつて押さえつけてきたと言う指導の

スタイルよりは、むしろそう言った子供たちにどんな不満があるのか、なぜ自己コントロールする力が弱いのかと言う事をその子供の内面とか生活習慣に目を向けながら、いわゆる子供への理解を大切にしながら、学校と家庭、関係機関が連携して子供の指導にあたってきていて、それが今日に至るまでの正常化を作ってきた取り組みの考え方かなと思っております。

2つ目のいじめ対策条例になるものについてですが、平成23年の滋賀県大津市中学校2年生いじめ自殺事件が大変な社会問題になりまして、それを受けて平成25年の9月よりいじめ防止対策推進法が施行されております。これを受けまして各地方公共団体や学校では、いじめ防止のための基本方針と言うものを策定し、いじめ防止のための方針の他、組織や具体的な対策について定めています。本町では、平成27年2月に浜中町いじめ防止基本方針を定め、いじめを早期に把握するための調査や相談体制の整備、啓発活動を行う他、いじめに対して組織的に協働できる学校体制を構築しております。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** 私は最近、教育委員会の関係で不思議に思う事があります。例えばいじめで生徒が亡くなり、それを教育委員会で調べてみたところ、こちらの教育委員会ではないのですが本州の方の話ですけれども、県の教育委員会が特別チームを作り、そのいじめがあった学校を調べたところ、なかったと言う事が明らかになりました。この様な報道があり、2・3年経ち親、子供たちからの声を聞いたところ結論的には、いじめがあったと言う事で報道がなされるんです。私は、とても不思議に思うんです。今まで自分が現役の時、先ほど室長が言われました様に学校で起きた問題は子供を中心に子供たち、そして教師、父母との協力で自分たちの中で解決して次の生活に移って行くと言う事なんです。その報道の中には、学校での取り組みについては、ほとんどありませんでした。それで、この教育についてですけれども、どの様にだされて変わったと思いますか。

**○議長（波岡玄智君）** 指導室長。

**○指導室長（大西展史君）** 先ほど、お話しさせていただいた基本方針になるものは、各学校においても策定しており、学校で組織的にそういった問題に対応する仕組みを作っているのが前提です。その学校で作っている前提の中でも例えば身体、生命に至るような重大な事態が起きた場合は、重大事態の報告と言う形で教育委員会に報告が来て、また教育委員会は地方公共団体の町の方にその報告を上げると言うのが本町の基本方針の中にも規定されております。今議員がおっしゃった学校で解決すると言う事が勿

論、一番大事な事であり対応する、調査する、調査についてまた協議すると言った事は、その後の二次的な問題だと思っております。まずは未然防止と言う事が学校で一番取り組むべき最初の取り組みなので今回の報道で成された様な事例については、対応の課題を指摘する様な形で報道がされたと言う事に関しましては、認識はしております。重大事態に至った際は、やはりいわゆる期間を設定した上での再調査を行うと言った取り組みが今、様々な地方公共団体の基本方針の中には、位置づいていると認識しています。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** この重大事項は、それぞれの学校、地域で解決すると言う事で受け取ってよろしいですか。

次に、いじめをなくすると言った時に中間で耳にしたのですが、学校にいじめ報告をしたり町の教育委員会や北海道の教育委員会にも、いじめの報告をすると言う事また、いじめがあっても隠しているのではないかと思ひ、道の教育委員会は報告する様にと言うのか、それとも実際なかったので報告しなかったと言う事なのか、また報告する事によって学校の成績が落ちるから報告をさせないと言う様な風潮が教育会の中には、あったのかをお聞かせて下さい。

**○議長（波岡玄智君）** 指導室長。

**○指導室長（大西展史君）** 死に至る様な重大事態の報道の中で当初、いじめとして認知しなかったケースと言うのが多かったり、あるいは調査をして何か事件が起きるといじめの認知の件数が増え、また時間が経っていくと認知報告件数が減ると言った様な経過があるという指摘が成されております。それで先ほど、いじめ防止の為の法律によるいじめの定義については、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめを認知すると言ひ定義になっておりますので今、学校では例えば1件、一過性であるものを短時間で解決する様なものであっても、いじめられたと言う児童生徒側に立ち、いじめの認知をすると言ひ様な努力を続けています。それを報告する事によって、いじめ・けんかが減ると言う様な見方は、しておりません。むしろいじめの認知と情報の共有を図る事が大切であり、学校における生徒指導の組織的な体制を進めると言ひ事、これは学校内部だけでなく教育委員会も含め関係機関とも連携しながら対応にあたっていく体制を作る事が重要であると押さえております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** 大体の様子は、解りました。学校へ行くのは楽しいと言う朝、霧多布中学校に通う生徒によく会いますけれども、雨が降っている時は、スクールバス

に乗って行き天気の良い日は、皆で自転車通学をする姿を見ると爽やかな感じがします。私は、本当に浜中町の子供たちは昔から素直な子供たちで元気に頑張っているなと思うふうにするんです。この様に素直に元気に育った子供たちが社会にでた時に余りにも大変な世の中になっていて、まじめに勉強して専門学校・大学を卒業して就職したけれども給料が少なかったり遊んでしまってお金がなくなったり、時には騙されてしまったりと言う様な状況があるんです。私は、学校時代にけんかをして、いじめられて強くなって生きて社会へでて人に負けない様な知恵をつけると言う事も大事な役割だと思っているんです。最近では、先生に文句を言ったりする子が少なくなってきた様に思うので先生たちから社会へでていくにあたっての心構え、また色々なニュースなども子供たちに教えてやるとか、社会人になった時の対応策ですとか、今は大変な世の中なので騙されない様になど、この様な教育も私は必要かなと思うんです。この点についてどう思われますか、これを最後に私の質問としたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 指導室長。

**○指導室長（大西展史君）** 大変な世の中になっていくと言う事については、教育委員会も非常に問題意識を持っております。議員が例を示していただいた何々詐欺の類のものについて計画的に指導すると言ったものは備えておりませんが例えば今、問題になっているネットトラブル情報化社会へ対応すると言った指導計画については、小・中・高等学校の学校団体に則して設置しているところです。

また各学校は、大変な世の中に向かっていくに当たって、やはり子供たちが社会的にも職業的にも自立していかななくては行かないと言う事で子供一人一人のキャリア形成の視点で様々な教科領域をとおした指導を重視して行こうと言うふうになっております。例えば中学校では、産業とか経済が変化していくに伴って仕事、職業がどの様に変化していくのかと言う事で勉強して理解していく授業であるとか、あるいは実際に様々な職場を訪問し体験を通して働いている人たちの大変さや人々の工夫や想いを理解する様な学習を積み重ねていくとか、そして高等学校では、浜中学をこれからも大事にしていき、そしてキャリア形成をしていく体験的な学習をしていきたいと言うふうを考えております。

**○議長（波岡玄智君）** 教育長。

**○教育長（内村定之君）** 1980年、昭和55年の頃のお話から質問が始まって現在の状況と言う事で指導室長がお話をしたとおりに、あの当時から比較しますと時代も変わっております。まさにムーブメントが変わったと言うふうに我々は、捉えておりますし、

あの当時の流行に流されながら来たと思っております。それがある程度、流行らなくなって時代も変わってきて子供たちが、だんだん賢くなってきているという部分もあります。それをしっかり植え付けたのも教育の仕事かなと思っております。

最近、平成23年11月の大津市の事件以来、様々な報道がされて毎年の様にそういった事が1人2人と繰り返されてきている部分に対して重大事故と扱って教育委員会制度も変わって、その中で町長部局と総合教育会議の中で重大事故についてしっかり教育の場だけでなく一つの自治体として責任を持って子供を育てて行く事で、この新しい教育委員会制度の中でも、しっかりと定義されておりますので、それに沿って我々もしっかり進めていきたいと考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 前田議員。

**○8番（前田光治君）** それでは、通告に従いまして質問に入りたいと思います。

初めに浜中町における今後の防災対策についてでありますけれども、津波防災避難訓練の内容についてお伺いいたします。毎年5月の24日に津波防災避難訓練を行っておりますが、3.11の東日本大震災から早くも6年が経過し、参加者が減少している様に思われるところであります。今年の避難訓練と震災前後の各地域別の参加人数の傾向及び訓練内容について参加者の増加が繋がる取り組みについて、どの様に進めていくのか教えていただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** 本年と震災前後の各地域別の参加人数の傾向についてお答えいたします。東日本大震災後の平成23年度、24年度の数字については、お手元に配付の行政報告資料の12ページには記載がありませんが、今、口頭でご報告いたします。平成23年度の大震災後初の訓練では、避難訓練対象者3875人に対しまして訓練参加人数が908人、参加率で23.4%であります。

次に平成24年度は、避難場所等の見直し後の訓練となりまして、10月13日に実施しております。訓練対象者3762人に対しまして、訓練参加者人数が1474人で参加利率が39.2%となっております。平成25年から平成29年度までについては、行政報告補足資料の12ページの平成29年度津波防災避難訓練実施状況のとおりでございます。本表の1番下の数字と比較しますと平成24年度の39.2%をピークに参加率は若干落ちぎみとなっている状況であります。

次の訓練内容についての平成25年度から平成29年度までの行政報告補足資料の部分についてご説明いたします。平成25年度、26年度の訓練内容は、茶内コミュニ

ティセンター・浜中及び姉別農村環境改善センターの3施設で町内自治会、浜中市街振興会、更に姉別地区連合会のご協力によりまして炊き出しの訓練を行っております。それと訓練とは、意味合いが違うかもしれませんが、平成26年度には訓練後の午後13時から総合文化センターにおいて防災講演会を実施いたしております。普段からの災害の備えなどの講演をいただいております。平成27年から本年度までの訓練では、自主的な避難援助運営と言う事で各避難施設・避難場所で訓練に参加された自治会町内会の皆さんによる避難訓練参加者名簿の作成、更にゆうゆう・MO-TTO かぜてにつきましては、車で避難する方へのルール、また渋滞時には後続車が逃げ遅れる事がない様に解消対策を行っております。本年度の訓練では非常食の配布は、行っておりませんが昨年までは実際に非常食を食べていただき、このアピールを行って参りました。

最後に参加者の増加に繋がる取り組みについてですが、本年度も秋に予定しております避難所で起こる数々の出来事に対応すべき訓練であります。これは多くの訓練回数を行う事により災害意識の向上が図られる取り組みと考えております。訓練で出来ない事は、本番でも出来ないと言う事で内容は、実災害時の動きに則したものである他、避難訓練の時間体を昼間以外に実施するなど、様々な想定をして訓練がマンネリ化しない工夫をする事などが消防庁より公示されており訓練の大切さが示されております。

今後の津波防災避難訓練の実施については、例年、自治会町内会の代表者の方々と事前会議で参加者の増加に繋がる取り組みについて実施年度の内容の協議を進めておりますが今後、訓練が終了した年から次年度に行う訓練内容を自治会町内会の皆様に聞き取りをする方法もあると考えております。平成29年度の避難訓練参加者の中で60歳以上の参加率が全体の60%強となっております。今後は若者、子供たちの参加が出来る事について課題となっておりますが、これらの課題についても今後、検討が必要かと思っております。訓練を継続的に行う事により、住民意識の向上を維持する事と共に住民、関係機関、団体との連携体制を維持させる事が大切な取り組みと考えております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** この際、暫時休憩します。

(休憩 午後 3時 2分)

(再開 午後 3時30分)

**○議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

前田議員。

**○8番（前田光治君）** 避難訓練の参加人員増を考えた場合、地元にあるウニ加工業者など企業への要望をすべきではないかと思うのですが防災室長、これに対してのお考えはないでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** 今の業者に関しての事ですけれども、毎年の様にこの件に関しましては、気になっております。時間的に6時半過ぎになりますと全体的に既に動き出している部分がありますので簡単にこの避難訓練に協力してほしいと言う事をお願いに行けないんです。この辺が今、二の足を踏んでいる状況でございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 前田議員。

**○8番（前田光治君）** 先般、中学校・高校の合同訓練が行われたと聞いております。

また夏に小学校の児童生徒が避難訓練をしたと聞いております。これの数字的なものは、この統計の分に入っていないのでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** 13 ページの補足資料なのですが、これはあくまでも5月24日の津波防災避難訓練に参加された方々の人数の取りまとめを行っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 前田議員。

**○8番（前田光治君）** 次に道道霧多布線についてお伺いいたします。霧多布大通りの1の通りから湯沸に至るこの道路は、霧多布地区の住民にとっては、重要な避難道となっております。しかし歩道で避難する住民にとっては、道路を横断してからゆうゆへ行く事になり不便な状況であります。霧多布市街地から湯沸への道は安全な避難を実現するため、以前から要望しておりますが現在の歩道の反対側にも歩道を新設出来ないのか、また道への働きかけの状況をお知らせ願いたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** 現在あります歩道の反対側の歩道新設について北海道への働きかけの状況についてお答えいたします。岬線には現在は、歩道がありますが、その反対側に歩道を設置出来るかどうかと言う事について先週、これらの関係のやり取りを電話で建設管理部の担当者とお話ししました。この回答では、早急に検討を進めようと言う考えでいる状況であります。

その内容につきましては車道と上って行く右側の法面がありますが、そのスペースで出

来る様な歩道幅1.5メートルくらいで考えている様です。現状の法面を切らずに歩道設置が可能かどうかの検討をすると言う事であります。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 前田議員。

**○8番（前田光治君）** 最後に先ほど9番議員、10番議員の方からもありましたが、津波避難タワーの建設についてお伺いいたします。琵琶瀬、新川、仲の浜地区の住民が逃げ遅れた場合、住民を最終的に助けるのが避難タワーだと思います。今後この計画内容についてあればお知らせしていただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 防災対策室長。

**○防災対策室長（小原康夫君）** 最初に道道の避難道の計画を優先的な事業と考えているのが1点、先ほど町長の答弁にもございましたけれどもMGの複線化とYの字、Tの字の部分の要望について進めて来ましたが今後は、順番を変形Y字路の交差点の部分でT字路化へと言う事。次に複線化によって寿磯橋程度までの計画と言う事で、その後に津波避難タワーとして地域に入り検討をしたいと考えております。以上です。

**○8番（前田光治君）** ありがとうございます。これで私の質問を終わりたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** これで一般質問を終わります。

**○議長（波岡玄智君）** 日程第11 議案第2号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第25号浜中町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の条例の一部改正につきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律に基づき、人事院規則の一部改正が行われたことから、関連する条例を同様に改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、再度の育児休業をすることができる特別の事情及び育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情並びに育児短時間勤務の終了の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情の要件としてそれぞれに保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを加えることとするものであります。

なお、施行期日につきましては公布の日からとし平成29年4月1日から適用としております。

以上、提案理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第25号の質疑を行います。  
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。  
これから議案第25号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。  
これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。  
したがって議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第12 議案第26号浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第12 議案第26号を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第26号浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の条例改正では、基礎課税分等に係る税率及び税額改正ほか、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに基づいて、所要の改正を行うものであります。国民健康保険税改正につきましては、国民健康保険制度の相互扶助の趣旨に則り、医療費等の歳出に応じた保険税の負担を求めると共に保険税の算定の基礎となる前年の総所得を基本に応能割の所得割及び応益割の被保険者均等割、世帯別平等割の割合をもって国保会計の健全化を図るものです。

この度の改正は、前年の所得の確定と決算見込みなどに基づくもので基礎課税分の所

得割、現行100分の10.5を100分の9.3に世帯別平等割現行4万4,000円を4万2,000円に特定世帯分2万2,000円を2万1,000円に、特定継続世帯分3万3,000円を3万1,500円に改め後期高齢者支援金等課税分で所得割、現行100分の2.6を100分の2.2に改め、介護納付金課税分の所得割現行100分の1.5を100分の1.3に改めるものです。

また基礎課税分の世帯別平等割の改正に伴い7割、5割、2割の軽減金額についても改正を行っています。

次に地方税法施行令の一部改正に伴う改正では、保険税の低所得者の保険税軽減の拡充として5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行うもので5割軽減の対象となる所得の算定において非保険者の数等に上ずる金額を26万5,000円から27万円に2割軽減の対象となる所得の算定において非保険者の数等に上ずるべき金額を48万円から49万円に引き上げ改正で、保険税の軽減措置の対象を拡大する改正を行うものであります。この改正条例は公布の日から施行し平成29年4月1日から適用するとしております。

この度の条例の一部改正につきましては、去る6月5日開催の国民健康保険運営協議会に諮問し答申をいただいたところでございます。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが詳細につきましては、町民課長により説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（渡部直人君）** （補足説明あるも省略）

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第26号の質疑を行います。

ありませんか。

9番川村議員。

**○9番（川村義春君）** 今資料で説明いただきましたけれども、課税限度額については、医療給付分、後期高齢者分、介護分これは前年と変わらないというふうに理解していいですか。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（渡部直人君）** 資料の35ページに記載しておりますけれども、本年度につきましては地方税法に基づく国保税の限度額の改正はありません。前年と同じ額になっています。全体で89万円と言う金額になっております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) これで質疑を終わります。

これから議案第26号の討論を行います。

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第27号釧路東部消防組規約の変更に関する協議について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第13 議案第27号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第27号釧路東部消防組規約の変更に関する協議について提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、現在建設中の消防本部、厚岸消防署庁舎の建設工事に伴い、9月1日を目途に消防本部の事務所を移転することから、地方自治法第290条の規定に基づき、構成団体の議会の議決を求めるものであります。

改正の内容につきましては、釧路東部消防組規約第4条組合の事務所の位置の条文中、厚岸町松葉4丁目1番地を厚岸町宮園2丁目414番地の2に改めるものであります。

また附則については、消防庁舎の供用開始日を9月1日に予定したことから、平成29年9月1日を施行日とするものであります。

以上、提案理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第27号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第27号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第28号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

◎日程第15 議案第29号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

◎日程第16 議案第30号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第14 議案第28号ないし日程第16 議案第30号を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第28号、議案第29号、議案第30号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については関連がございますので一括して提案の理由をご説明申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を行おうとする市町村は、当該辺地に係る総合整備計画を策定し実施しなければならない事になっております。今回は、茶内地区辺地、円朱別地区辺地、熊牛地区辺地総合整備計画について総務大臣に提出することになりますが、この計画を提出するに当たり辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の、特別措置等に関する法律、第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を要する事となっております。

辺地総合整備計画の概要を申し上げますと茶内地区辺地は除雪トラック整備事業、円朱別地区辺地は除雪グレーダー整備事業、熊牛地区辺地は、浜中・姉別地区一般農道整

備の事業内容となっております。

また計画期間につきましては平成29年度から平成33年度までの5ヵ年となっております。

なお、平成29年5月12日付け地整152号をもって北海道知事との協議も整っておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第28号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第29号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第30号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第28号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第29号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第30号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって議案第28号は原案のとおり可決されました。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって議案第29号は原案のとおり可決されました。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第17 議案第31号工事請負契約の締結について

---

**○議長(波岡玄智君)** 日程第17 議案第31号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長(松本博君)** 議案第31号工事請負契約の締結について提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、防災行政無線デジタル化工事として戸別受信機1200台の撤去及び設置、簡易中継局散布・茶内・姉別の3ヵ所並びに屋外子局仙鳳趾1ヵ所のアナログ放送受信装置計4ヵ所を撤去さらに戸別用アンテナ設備570局を整備しようとするものです。第1回浜中町議会定例会で予算議決いただいております。

この整備に当たり、6月1日経常建設共同企業体を含む業者5社による指名競争入札を実施いたしました。入札の結果、サンエス・浜中無線経常建設共同企業体が7,506万円で落札いたしました。

なお、工期は平成30年3月15日までとしております。ここに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第31号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第31号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第18 議案第32号平成29年度浜中町一般会計補正予算第1号について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第18 議案第32号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第32号平成29年度浜中町一般会計補正予算第1号について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、新庁舎建設準備に要する経費や町道維持管理に要する経費など今後、必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、2款総務費、新庁舎建設準備に要する経費で新庁舎建設予定地の国有地取得に係る測量委託費などで410万4,000円、地域振興に要する経費で一般コミュニティー事業助成金250万円、ふれあい交流保養センター運営に要する経費で工事請負費1,940万8,000円をそれぞれ増額するなど、5,254万2,000円を追加、3款民生費では、国民健康保険特別会計繰出金487万7,000円を減額、その他障害者福祉に要する経費で工事請負費8,750円を増額するなど8,745万9,000円を追加、4款衛生費では、浜中診療所特別会計繰出金で549万4,000円を減額、水道事業会計繰出金で983万9,000円を追加、5

款農林水産業費では、農業後継者対策に要する経費及び漁業後継者対策に要する経費で後継者就業交付金120万円をそれぞれ追加、その他農業行政事務に要する経費で畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業補助2,825万円、海岸整備事業に要する経費で霧多布港海岸防潮堤嵩上げ改良実施設計委託料1,752万円それぞれ増額するなど5,763万円を追加、6款商工費では、商工業後継者対策に要する経費で後継者就業交付金55万円を追加するなど、193万3,000円を追加、7款土木費では補助の内示があったことに伴い、追加予定事業としておりました町有建設車両に要する経費でグレーダー1台の備品購入費5,130万円、町道維持管理に要する経費で橋梁点検委託料1,600万円の増額など、委託料2,550万円をそれぞれ増額。緑栄橋及び丸佐橋の長寿命化工事で3,300万円を追加するなど1億943万1000円を追加、9款教育費では、教職員関連団体に要する経費で25万2,000円を追加、11款給与費では、人事異動に伴い給料などで305万7,000円を減額。

以上により今回の補正額は、3億1,044万5,000円となります。

一方、歳入につきましては、各事業の特定財源として国庫支出金7,748万5,000円、道支出金2,635万6,000円、町債1億3,910万円などを充てた他不足する財源については、繰越金4,845万9,000円を充てさせていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、77億324万9,000円となります。

次に第2表、地方債補正につきましては地方債を財源とする事業の補正によるものがあります。

以上、提案の理由をご説明いたしました但、詳細につきましては、企画財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（金澤剛君）** （議案第32号 補足説明あるも省略）

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第32号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

1 番加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** 歳入歳出一括してと言う事ですが3点についてお聞きしたいと思います。

まず1点は、63ページの民生費で心身障害者対策として8,750万円計上されていると言う事で工事請負費として地域活動支援センター及び子供発達支援センター施設改修工事と言う項目であります。

私は、長年、浜中町にこの様な施設を建設してほしいと願いを持っておりました。今回、町がこの様な事に参加すると言う姿勢は、とても素晴らしい事だと私は思います。この地域活動支援センターの対象者となる方、それから子供発達支援センターの対象者になる方は、何名ほど仕事をするとする事になるのか、特にこの支援センター及び子供発達支援センターの内容等についても簡潔に説明していただきたいと思います。そしてこの建物が完成した時の職員のおよその数、それからここで仕事をしたり学んだりする人たちの対象者の人数も教えてほしいと思います。

続いて65ページの農業後継者対策に要する経費120万円、次に漁業後継者対策に関する経費、商工業後継者対策に要する経費これで全て同じ事で質問したいと思いますので、それぞれの事で説明願いたいと思います。

まず、農業後継者につきまして120万円と言う予算が計上されておりますけれども、この4月1日から募集を始めた訳で申請した方が何名おられて、これが認められたのは何名いるのか、それから申請書を提出したけれども確定していないと言う場合もあると思いますので確定した部分が何名ほどになるのか、この事業は元々、人口減に歯止めをかけるという事で始められたと私は思うんです。大変良い制度だと言う事で評価されている訳なのですが、実際に制度を受けながら後継者として自分の家で働くと言う若者たちが申請書を出して実際に町として面接をして、その方たちの意欲がどうなのかと言う事を見られたのではないかなと思います。これを実際に対応した職員の方々がこの新しい制度に対する事への意気込み、また浜中町がこれを提案した気持ちと合致したものであったのかと言う事での状況について説明をお願いしたいと思います。

それと同じ内容で65ページの農業後継者、漁業後継者対策それから67ページの商工業後継者対策に要する経費の部分で最初に農業で質問した内容を漁業、商工業の部分でも答弁願いたいと思いますのでお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（伊藤敦子君）** ただ今のご質問にお答えいたします。榊町旧小学校の改修につきまして活動支援センターと子ども発達支援センターが移転をする予定であります。その対象者数につきましては、学んでいる方の数も含めましてお伝えしたいと思います。活動支援センターは現在3名の方が通所されております。それに加えて現在、町外の施設で働いていらっしゃる方の人数をお伝えします。就労移行支援と言って就労の為の準備をしていらっしゃる方たちが学んでいるのが4名いらっしゃいます。それと就労継続支援と言う事で就労の場で働いていらっしゃる方がA形と言って工賃

をきちんといただいて就労の契約を結んで働いていらっしゃる方が1名いらっしゃいます。それと就労の契約を結ばずにB型と言って工賃が割と安めの設定で働いていらっしゃる方が14名いらっしゃいます。それと高校で学んでいらっしゃる方が3名いらっしゃいます。その他に在宅で自宅の自営業を手伝っていらっしゃる方が、10名程度はいらっしゃるかなと思います。対象では、その位の人数の方がいるのですが現在、活動支援センターでは、就労の部門がありませんので、レクレーションや運動とかで通っている方が現在3名ほどいらっしゃいます。常時通っている方が3名で行事の時に参加される方が3、4名いらっしゃるという状況です。

それと子供発達支援センターの対象者ですけれども現在、対象者の方は、ほとんど通所されていますけれども、厚岸・浜中もかなり定員をオーバーした状況で待機されている方が2、3名おりますので現在、児童発達支援を学んでいらっしゃる方で就学前のお子さんが6名いらっしゃいます。それと就学前の方と中学生合わせまして8名の方が通所されております。あとは、待機されている方が2名ほどいらっしゃるというふうに記憶しております。

それと事業の内容でございますけれども、地域活動支援センターの事業内容ですけれども、障がい者に創作的活動、生産活動の機会を提供する事により、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設と言うふうになっております。浜中町では平成18年10月より社会福祉法人のハート釧路に委託して実施をしております。移転後の事業展開についてですが生産活動として利用者の工賃を安定的に確保する事を目的として、これまで行っている販売製品、キーホルダーや石鱈、昆布の加工などの製作に加えてお弁当の自主生産などを行って障がい者・高齢者宅に宅配を行う予定をしております。あと交流活動としましてカフェを開業する予定ですがカフェで一般の方たちに来ていただくと言う事と交流の場をそこで設けると言うふうに予定をしております。

それと子供発達支援センターの事業内容ですけれども、障がいのある児童を通所させて日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への訓練を行う施設というふうになっております。現在は厚岸町に本拠をもちまして、厚岸町に委託をしておりますけれども、その通所人数によって浜中町で負担金を払っている状況です。週に1日だけ旧榊町保育所にて開設しているという状況です。それと完成した時の職員の数ですが現在、活動支援センターでは、職員は1名の配置となっております。それで旧榊町小学校に移転した場合には、お弁当やカフェなどと言う事で通所される方の人数にもよりますけれども、1名から2名の増員が必要かと思っております。

それと発達支援センターは現在、厚岸の支援センターから週に一度派遣をいただいております。3、4名で対応をしていただいております。この対応の人数については、変わりがないと思いますけれども、現在週1回の開設でこの人数で行っていただいているんですが、もし週5日とかに体制が変わる様であれば、また指導者の数も変わってくるかと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**○農林課長（久野義仁君）** 質問にお答えいたします。農業後継者に要する経費の後継者就業交付金ですが、まず4月1日以降、町の広報紙並びにホームページなどで、この後継者の交付金制度を周知させていただいております。その後、農林課の方に相談があった方は全部で3名、3世帯ありました。そのうち現在申請を受け付けております方が2名、それから間もなく申請が上がってくるものと思われる方が1名と言う事で計3名となっております。まだ承認の通知までは至っておりませんが、審査が終わり次第この承認通知をださせていただきたいと思っております。

また、先ほど議員の方からお話がありましたとおり人口減少対策と言う事で実際、私の方で、この3件の方と面談をさせていただいて、非常にこの3件の方も、この様な制度が町の方で創設されたと言う事で非常に喜ばしい事だと言う事で、ご本人もお子さんも同席の上で、その話を面談の中でさせていただきましたが、非常にその3名は、まだお若いんですけども大変この酪農業に対する意欲が非常にあって非常に頼もしい限りだなとその様な感触を受けております。そう言った意味でも今回、この制度につきましては、今後どの様な形で申請が上がってくるのか解りませんが同様に以降この様な相談があった場合には同じような形で面談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（石塚豊君）** 漁業後継者対策に要する経費の後継者就業交付金の関係についてお答えいたします。漁業後継者の就業交付金につきましては、当初予算で5名の方を予算計上しておりましたけれども、現在まで既に6名の方が申請されて審査も終了いたしましたして、この6名の方全員が承認されていると言う状況でございます。今後も更に1名の方が申請の予定と言う事でございまして合わせて7名と言う事になりますので今回2名分の不足分の補正をお願いすると言うものでございます。

それと後継者本人からと言う部分でございまして、この関係につきましては、親御さんが申請に来られていると言う事で直接、後継者本人からお話はお聞きしてござ

いません。親御さんからこの制度を歓迎すると言う声がございました。実際、既に申請されて承認された方が昆布漁にも従事されていると言う事でございます。

また後継者からは、この申請の段階で漁業従事の理由についてと言う項目がございまして、この内容を見ますと、ある方は子供の頃から手伝いをしていて大きくなったら親と一緒に漁にでたいと思っていた、またある方は親の姿を見て漁師になりたいと思っていた、浜中町の漁業発展の為、様々な事に挑戦したい、またある方は、親に楽をさせる為など、または代々受け継がれてきた漁業を途切れさせたくなかったから昆布漁を継ぐ事で家族の為にもなる、町の発展に貢献出来ると言う様な意見、またUターンされた方は、家業を継ぐかどうか悩んでいた、その理由は両親、祖父母の姿を見て簡単な仕事ではないと思っていたので軽い気持ちでは出来ないと自負していたから、そんな中で自分が家庭を持つ事によって自分の子供にも自分が育ててもらった環境で育てたいと言う事で親孝行の意味も込めて家業を継ぐ事を決心した、また良質な海産物を届けられる様に貢献したいと言う事で漁業従事の理由と言う形になってございます。

町といたしましては、この漁業を継ぐ方の後押しをする制度と言う事で考えておりますので、その事が結果として定住促進に繋がる事を期待していると言うところでございます。

また漁業協同組合からは、これをきっかけといたしまして少しでも後継者不足の解消に繋がればと言う様な期待の声もございました。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（戸井洋典君）** 商工業の後継者対策についてお答えいたします。

この商工業の関係ですけれども、当初予算では1名分を見込んでおりました。この1名の方については、今年度Uターンの見通しが無いと言う事で取りやめになりましたが4月に新たに1件のUターン者、5月にまた1件のUターン者と言う事で今回5月分の55万円を計上させていただきました。承認の関係につきましては、まだ申請書が町の方にでておりません。ただし、商工会の方には、提出されていると言う事ですので、商工会からの推薦待ちと言う状態であります。直接本人とは面談はしておりませんが、事業主さんとの話の中では後継になるかどうか二の足を踏んでいたところでありましたが、この制度が出来た事によって後継者となるきっかけになったのかなと言うお話をいただいているところでもあります。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○1番（加藤弘二君）** 最初の地域活動支援センター並びに子ども発達支援センターに

ついて質問した事については、答弁がしっかりされておりました。それで続けて質問ですけれども、今現在この施設に通っている方もおりますし近隣の施設で仕事に通勤している方もおります。地元はこの様な施設が出来るならば地元で家から通わせたいと言う事もあるのかなと思いますが、その様な対象者に対して町としてどの様な働きかけをするのか大体、対象者がいると言う事は解りますので、その方たちに対してどの様な働きかけをして、あるいは保護者との懇談なども計画しておられるのかなと言う事だと思います。それから対象者は、福祉保健課の方で見つけておられても一般の方で障害を持っている方が知り合いにいたけれど、この施設に通わせたいと言う方もいると思うんです。私は、町民全体に来年4月からやろうと思っている仕事などは計画されているのかどうか、その点お願いしたいと思います。

農業後継者対策、漁業後継者対策それから商工業関係の対策を聞きまして私は、本当に驚きました。漁業者が7名それから農業者が3名これだけで10名それから商工業で2名と言う事で、まだ確定ではありませんけれども12名と言う数字は、すごいと思いました。家族連れで若い人で今度お嫁さんを迎える、新築を建てるとか子供が産まれるなど色々考えても12名でも3倍に36名増えるのかなと思ったり、素晴らしい事だと私は思います。これが次年度以降もきちんと伝わっていく様に大事に進めて行っていただきたいと思いますが、それぞれ来年度に出来る事があればお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（伊藤敦子君）** 対象者の方への働きかけをどうするかと言う事でのご質問にお答えいたします。昨年、まだこの就労支援事業の内容について案を練っている時に保護者の会の方たちから学習会を開きたいので町の就労支援の話をお聞かせしてほしいと言う事で出向きまして、この様な案で今進んでいるけれども皆さんとしては、どの様に考えているのかと言う事で一度説明をさせていただいております。

その中では、町にこの様な施設がなかったので、ぜひ作ってほしいと思っていたと言う事をお話しされまして大変感謝をされております。

それと今後の働きかけをどうするかと言う事ですけれども、対象となると思われる方にご案内を差し上げまして、この案がとおりましたら就労支援事業所のお話をさせていただきたいと言う事と、ぜひ通っていただきたいと言う事をお話ししようと思っております。それは、対象者が多くなりまして通所される方が増えますと就労支援B型の施設で国や道からの補助金をいただきながら運営ができて、その指導員の賃金などもそこから

補助として出てくると言う事でぜひ人数的に10名程度を目標としているんですけども、そういう事でご案内をして就労される方を増やしていきたいと思っております。

それと一般の方で知り合いの方が勤めたいと言う事、仕事が続かないと言う方とかもいらっしゃると思いますので、ぜひ広報やパンフレットなどで公募をさせていただきたいと言うふうに思っております。今まで就労の支援事業所がなくて保護者の方たちから色々な質問や要望をかなり数年前から出されておりました中々他の町に来てほしいと言う事で事業所に打診したのですが、釧路や厚岸とかからは遠いので、ここまで事業所を持ってくると言うのは、民間で中々ここまで来ていただくと言う方がいなかったの町として受け皿をつくる必要があるのではないかと、この施設を計画してきたところでございます。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**○農林課長（久野義仁君）** 質問にお答えいたします。この後継者の交付金制度の周知につきましては、本年4月から始まってまだ間もない制度であります。周知についてはまだ不十分な部分があるかと思えますけども今後、1年後2年後3年後、酪農業においては、沢山の子たちが学業を終えて、就職を控えていると言う様な事もありますので産業団体を始め、そういった関係機関にこの制度の周知の徹底を図りながら更なる交付金の制度を活用できる方が多く出られる事を期待しております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（石塚豊君）** お答えいたします。就業交付金の関係でございます。先ほど農林課長もお話しをしたとおりそのPR活動をもう少しやっていかななくてはならないと言う事で学卒者の高校生等も含め、こちらに対するPR活動では、どの様な事が出来るかと言う部分では農林、商工、水産の方で3課で検討していきたいと言うふうに思います。またUターン者に対するPR活動につきましても現在、町のホームページでもPRしておりますけれども今後どの様な事が出来るかと言う事でございます。

また他の後継者対策の部分につきましては、これもどの様な支援が出来るかと言う部分では、関係団体、産業団体等も含めて検討していきたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（戸井洋典君）** 商工の関係でお答えいたします。先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども当初予算で1件見込んでいたものが今年は、中止と言う事で、これにつきましては後継者として戻ってきても経営が安定しないと言う事への不安を持っていると言う事ですので今後、商工観光課といたしまして経営安定のための支援

などを推し進めていきたいと思っております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 本日の会議時間は、議事の都合上あらかじめ延長いたします。  
他にありませんか。

10番田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 数点お聞きしておきます。まず63ページ過疎地域集落ネットワークですが先ほどの説明で商工観光課が窓口の事業と言う事で周知しております。これについては、かなり活気的なものと言う事で道内で2件が行っている事業だと認識しておりますが具体的な事業内容について教えていただきたいと思えます。

それとゆうゆに関してですが、前回の議会の時に観光課長の方から懸念されていたボイラー本体の補修事業かなと言うふうに理解しておりますけれども真空温水ボイラー補修1,890万円が真空漏れを起こして本体の補修をしなければならないと言うお話をされていたボイラーの確認と今後、前回の説明では、小規模な改修を含めながら運営の仕方も検討すると言う事でお答えがありまして確か申し出も実際あると言うふうなお話でしたけれども、改修をどこまでやるのかと言う話になると思うのですが、やると言う話があるうちにそれを前向きに検討していく時期かなと思っておりますので再度その辺の確認をしておきます。

それと支援センターに関連してですが、この施設用備品購入費478万9,000円については、新しい施設で使う備品なのかなと言うふうに理解していいと思いますが、例えばお弁当を作るための施設の備品かなと理解していますけれども詳しい内容をお知らせください。

それと67ページ観光客誘致宣伝に要する経費の広告料ですけれども、先ほどラジオ局が分かって良かったと思っておりますが、このCMソング等に関しましても自分なりに考えるのは、恋する灯台に関わってCMソングを作成するのかなと勝手にイメージを膨らませているんですけども、この詳しい内容も説明下さい。

それと町道維持管理に要する経費の橋梁有害物質排出計画業務委託料500万円については、橋梁に関する有害物質と言う事だと思ひまして塗料等だと考えられるのかなと思うのですが、この500万円の内容についても説明いただきたいと思ひます。

**○議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（戸井洋典君）** 63ページの浜中町地域資源活用力向上交流人口拡大プロジェクトの概要でございますが、これにつきましては大きく三つの事業が予定されております。

まず1点目につきましては、地域資源活用集落ネットワーク圏構築事業と言う事で原材料の供給から加工販売に至る地域資源を活用するためのネットワークを構築すると言う事でございます。

また将来、首都圏でのアンテナショップなどを見据え地域資源を再評価し市場に受け入れられる商品サービス開発をするワークショップを開催すると言う事になっております。これにつきましては事業費501万3,000円となっております。

2点目の事業としましてインターンシップ制度と推進事業と言う事でインターンシップ関係者受け入れ事業者宿泊等による検討会を開催しまして恒常的にインターンシップを受け入れられる体制を検証し浜中町で大学生など若年層の受け入れ増を目指し交流人口拡大による移住定住の促進に繋げると言う事になっております。それで今申し上げた事が事業費1,489万9,000円となっております。

それと3点目として首都圏アンテナショップ事業実現可能性検討会と言う事で平成30年度に首都圏での情報発信販路拡大の拠点として浜中町のアンテナショップ設置を運用する事の実現性について検討会を開催するとしております。これについては事業費8万6,400円となっております。いまの3つの事業に対しまして首都圏の大学生グループを活用して行う事としております。首都圏の大学生8名を浜中町に延べ日数ですけれども28日間滞在させます。これらの大学生親善大使と言う事で通称アンバサダーを通じまして滞在中は、1人毎日1件のSNSで浜中町に情報発信をしてもらいます。先ほどのインターンシップの関係では実際大学生に体験してもらって、それらの検証をしていただくと言う事になっております。プロジェクトに関しましては、以上でございます。

それと次のゆうゆのボイラーの補修の関係ですけれども、これは昨年12月に真空状態が保たれないと言う事で補修をさせていただきまして一度は、正常に稼働する様になりました。明けて1月の中旬にまた真空状態が保たれない状態が通常は5分間燃焼して1分程度休み、また5分燃焼すると言う感じになるのですが、その燃焼の度に今度は、真空ポンプが稼働する様になりました。それで本体の真空が保てない状態だと言う事で、今回その為の入れ替えをしようとするものであります。

それと指定管理の関係でございますがこのボイラーの改修の他に揚湯管の点検補修も残っていてほぼ20年経っておりますので点検費用だけで1,000万円程度かかると言われています。その揚湯管が腐ったりして改修と言う事になれば3,000万円とか5,000万円の費用がかかったり点検しみなければ分かりませんが、この費用だけ

で1,000万円かかるという状態でありますので、まだ実施しておりませんが、これらの状況を見ながら判断していきたいと思っていますところでございます。

それと67ページのラジオ広告の関係でございますが番組名は、ウィックエンドバラエティー日高晤郎ショーの番組に空きが出たと言う事でお話しがありました。この内容につきましては、スポンサーが、この番組名は浜中町で放送いたしますと言った様な形で、そしてこの番組が終われば浜中町と言う事で提供いただきました。これをクレジットと言うそうですが20秒のCM1本をやる事になっております。その他に月4本、毎週1本の全道放送のCMそして管内の2本の放送で毎週合計4本の放送をするよていであります。これについては、CM コマーシャルに出演する事になっております。そしてこれを流す際に印象づける為に、このCMソングを作った方がいいと言う事で計上させていただきます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（伊藤敦子君）** 63ページその他障がい者福祉に要する経費、備品購入費の施設用備品購入の内容についてのご質問にお答えいたします。

まず地域活動支援センター用備品といたしましてカフェのスペースの来客用の椅子・机などで約60万円、通称者用の椅子・机・パーテーション約55万円、それと更衣室のロッカー約20万円それと子ども発達支援センター用備品としまして1人ずつ区切り色々なものが見えてしまうと刺激になって中々集中できないと言うお子さんがいらっしゃると言う事から個別支援用のパーテーションなど、後は指導用のホワイトボードなどで約80万円、それと電化製品としまして洗濯機、掃除機、テレビと言うのは災害情報などが流れた時に絶対必要だと言う事でテレビは1カ所ずつに1台設置します。

それとカフェスペースにステレオが必要だと言う事で194万9,000円、それと雪が降った時の除雪機が約70万円と言う事で合わせて479万9,000円となっております。その他かなり廃校になった校舎がございますので、その中で今、使われていない事務机やロッカー、食器棚がありますので、こちらを使わせていただこうかなと思っております。

それと今、活動支援センターで使っているものは、全て持って行く予定でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊馨君）** 67ページ、橋梁有害物質排出計画委託料500万円の内容についてご説明申し上げます。平成26年度の橋梁補修点検委託料に伴う丸佐橋の一部

にPCB、ポリ塩化ビフェニールと言う物、わずかですが含有している事が判別されました。PCBは、特定化学物質障害予防規則の適用を受けておりませんが、補修工事の際に作業員の安全対策や周辺環境への汚染へ繋がる事から除去にあたり搬出計画を立てて関係法令に基づいて適切な保管管理を行う様に国から指導が入っております。それに伴い、この内容につきましては、塗膜除去設計や防護柵除去計画、廃棄物の保管計画の検討、関係機関との協議書作成などがございましてなぜ、この様な状況になったかは、除去する業者が北海道内がないと言う事から北海道に出来るまで施行者としては当然、適切な管理保管を求められている事から、その委託を組んで、どの様な対策を含めて行う委託と言う事でご理解願いたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** 他の件については、理解できました。今のPCBに関して再度、お伺いしますけれども、塗膜に含まれているPCBを処分するのに道内には、ないと言う事で、その保管自体は業者で行うのか、町で行うのか、更に最終的に処分をするにあたっての財源は町債なのか、補助対象となるのか、これに関しての最終的な行き先は、どの様になっているのかを再度聞いておきたいと思えます。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊馨君）** ただ今、おっしゃられた保管につきましては、施行者である町が管理する事になっております。

また、これにあたる財源につきましては、今回の排出処理計画委託料の部分と同じ様な形で社会資本整備総合交付金の方で賄えると言う事で国の方に要望を継続して出している次第でございます。以上でございます

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○10番（田甫哲朗君）** いずれ処分をしなければならないと思うのですが最終的にどの様な形で保管するのか、またその処分費も含め対象になるのか再度お伺いします。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（渡邊馨君）** 最後にご質問がありました処分費につきましては財源が同じ様な形で国費の方でございます。保管方法につきましては現在、先ほど申し上げたとおり施工者の方で管理すると言う事が大前提でございますが今現在、道内には処理施設がないと言う事も申し上げました。秋田県にはあるそうですけれども、そこまでのPCBを保管から、そこに運ぶ費用も含めた形で、どの様なものが生じるのかと言う事も踏まえた委託内容と言う事でご理解願いたいと思っております。以上です。

---

## ◎延会の議決

---

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

---

## ◎延会の宣告

---

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本日は、これで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

（延会 午後 5時19分）